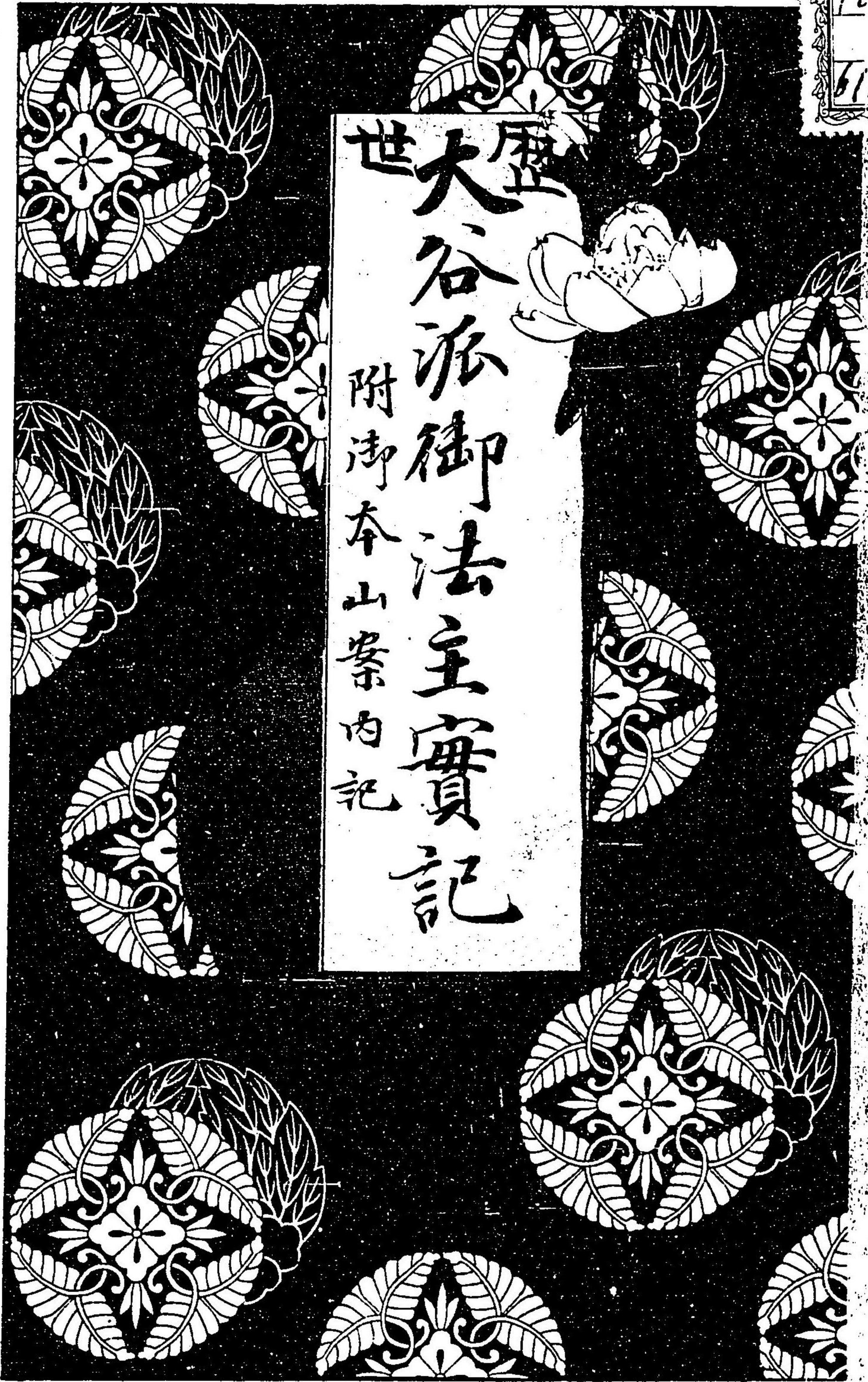


160  
510

世大歷  
谷派御法主實記

附御本山案内記





特 18  
60

江村秀山  
木村寛茲  
合著

# 大谷派御法主寶具記

附御本山案内記

京都 飯田信文堂藏版

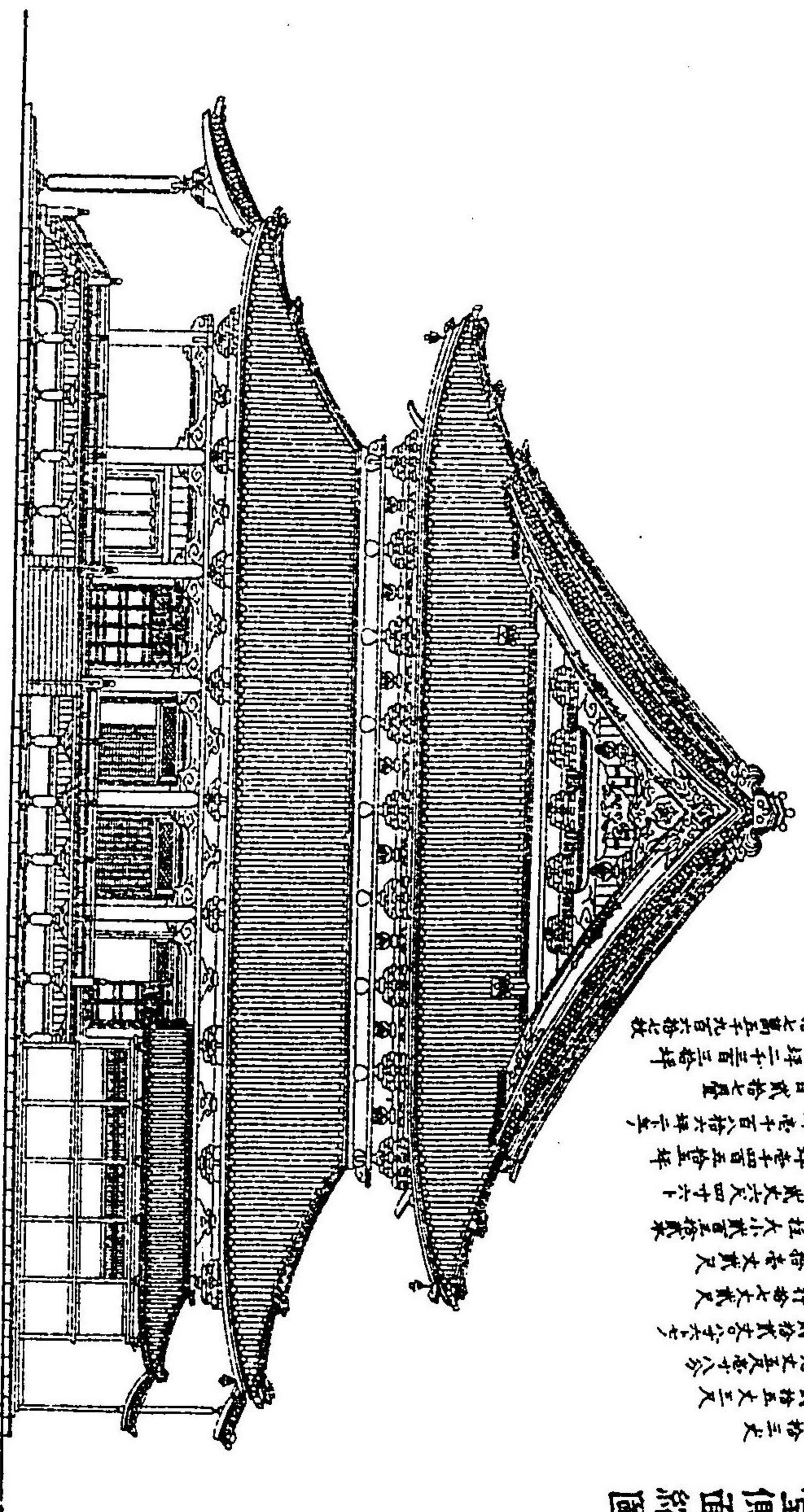








寺願本派谷大宗廡



大師堂側面縮圖

軒寬拾五丈  
 全堂深拾五丈三尺  
 梁行拾九丈五尺五分  
 全堂深拾貳丈拾寸  
 上堂軒拾七丈  
 全堂軒拾壹丈貳尺  
 上下兩里柱大小數百餘根  
 檁高拾貳丈四寸六分  
 兩落地柱壹千四百餘根  
 柱內地柱壹千五百餘根  
 屋數九百餘拾七層  
 上下屋椽肆千五百餘根  
 瓦數拾七萬五千五百餘枚



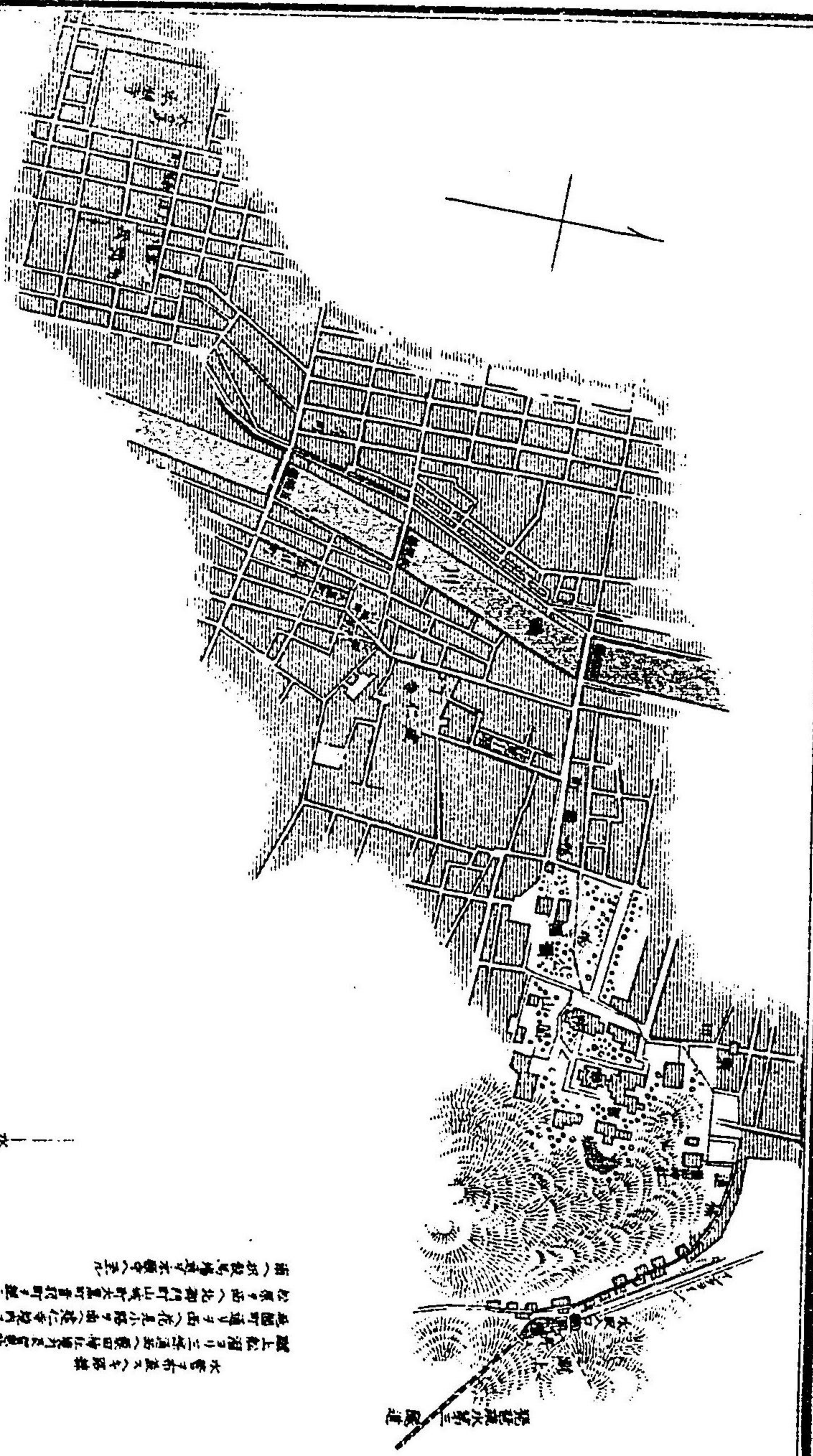




大谷派本願寺火防引水路線畧圖

本堂本堂へ至路線  
 線上松沼寺上三尊堂(松沼寺)及本願寺(大谷)公園等處  
 堤防町邊より由松沼寺(堤防)寺(松沼寺)及本願寺(大谷)へ  
 公衆へ由(堤防)寺(松沼寺)及本願寺(大谷)へ至路線(寺町)  
 堤防(松沼寺)本堂へ至路線

——水防引水路線





歴世大谷派御法主實記目錄

目 録 (一)

浄土真宗の御安心……………一

御本山の御由緒沿革……………一三

新兩堂御再建の事……………二二

鐘樓のこと……………三五

火防用水のこと……………三六

御遷佛御遷座のこと……………三七

御歴代御畧傳……………三八

附存覺上人御傳

祖師聖人御弟子の傳

涉成園枳殼御殿の事……………一四

御別院の事……………一六



(二)

御寶物のこと……………一二四

御本山御寺務のこと……………一三四

御布教の事……………一三五

勤行御式の事……………一三六

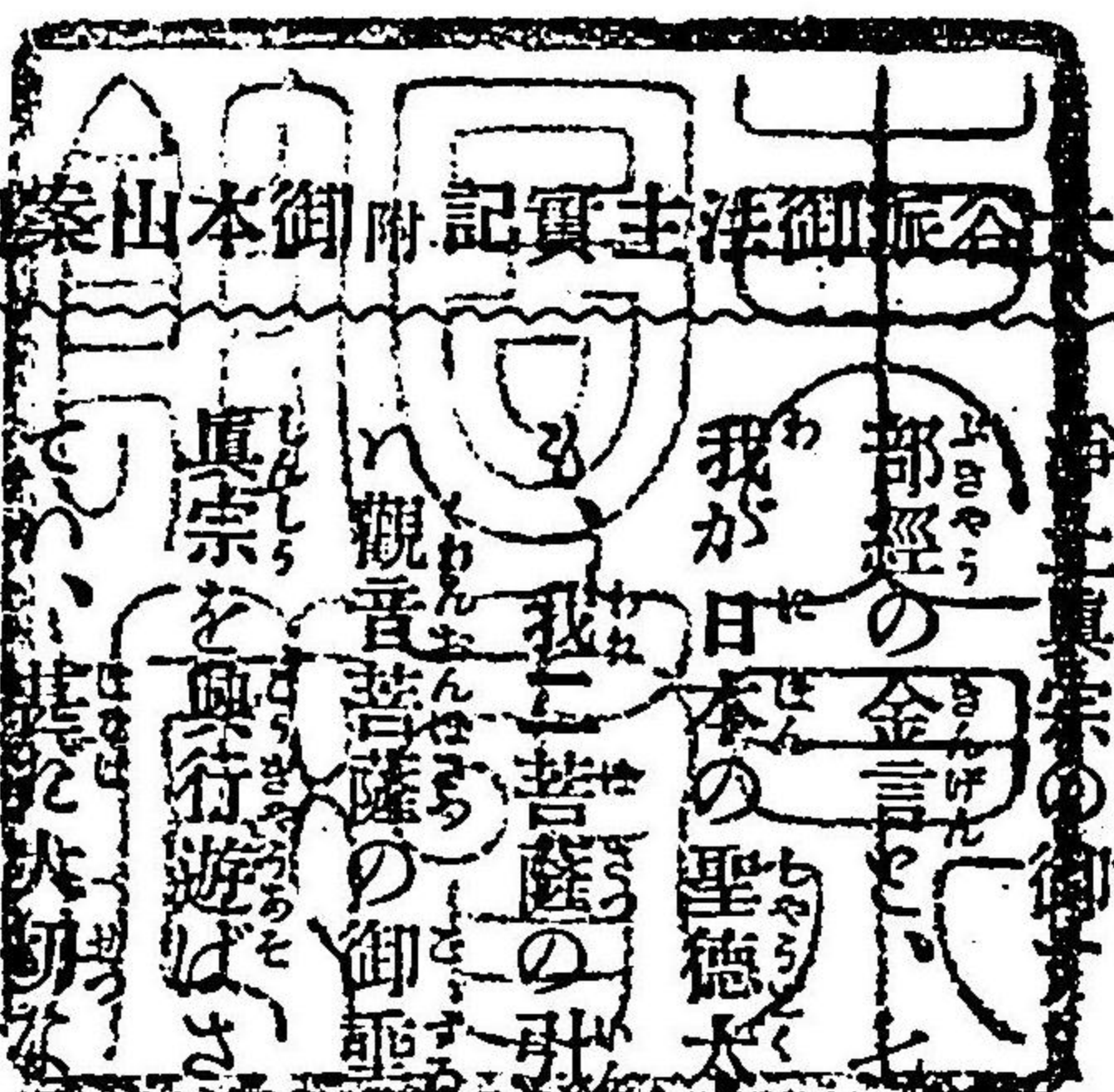
御勸學の事……………一三九

說教場御末寺御門徒相續講等の事……………一四二

世歴 大谷派御法主實記目錄畢

世歴 大谷派御法主實記 附御本山案内記

淨土眞宗の御安心



世歴 大谷派御法主實記 附御本山案内記

御安心の御事、大聖の眞言に歸し、大祖の解釋を閱し、と仰せらるれり、三部經の金言と、高僧の相承に依らせらるゝこと、申すまでもなけれども、近く我が日本の聖徳太子と、法然聖人との御指南に基かせらるゝことにて、御傳鈔の上に我々菩薩の引導に順じて、如來の本願を弘むるにあり、と仰せられて、聖徳太子の觀音菩薩の御垂迹、元祖聖人の勢至菩薩の御化身、此の二菩薩の御指南に依りて、眞宗を興行遊ばせらるゝこと御喜びあらせらる、先づ聖徳太子の、我が日本に取りて、其の御方にて、文學といひ、技藝といひ、道德といひ、宗教といひ、日本の文明を非常に高めさせられし、全く皇太子の御恩と申すべし、佛教に取りて、和國の教主と申して、實に日本の釋迦牟尼如來なり、御一代の御教示も澤山ありて、本願緣起の如き其の御眞本の天王寺に存し、太子傳曆にも引用せられてあり、



其の他の御眞撰も澤山あれども、最も手近き善光寺の縁起に、皇太子が如來の勅命に御答の御歌あり、

いそげ人彌陀の御船の通ふ世に乗り後れなり誰か渡さむ

此の御歌の、全く釋迦の發遣を御述べなされしものにて、「いそげ」とあるは、一息繼がされば千歳永く逝く、出づる息は入るを待たぬ有様あれば、何事を打ち捨て、も、急ぎて後生を願へよとの御意、「乗る」と申すは、善導大師の御釋には、乘彼願力と仰せられ、或は正由託佛願とありて、全く彌陀をたのむ一念歸命の安心のと、太子御一代の御製作は、頗る廣博にして、大成經の如きは七十餘卷もあり、或は其の眞偽を疑ふ者あれども、國史眼の如きは、其の幾分は眞撰なりと評せられぬ、そはともあれ、三經の疏の如きは、我が日本にて最も古く、最も大切なる書物にして、之を事蹟に徴するに、法隆寺に於きて、現に三經院と申すがありて、千年以來、毎年三經の講話を開きて、今に其の故實を存すると、特に勝鬘經の疏は、日本第一の古書にして、其の中には通じて大乘の法を御示しなされるれども、特に止行に善を明し、もろくの惡

を止めよ、諸の善をさせよと、勸め玉ふ、眞宗より申せば、即俗諦門の人道にして、王法爲本の根源と申さるるべからず、太子の御勸め中、固より眞諦の安心もあれども、多分につきて申さば、俗諦を教へさせらるゝと申すべきなり、全く我が眞宗の非僧非俗、肉食妻帯の御宗風も、聖徳太子によらせらるゝことにて、宗祖大師の特更に太子を尊ひ給ふと、御傳鈔の上にも、「聖人親鸞傍に皇太子を崇め玉ふ」とありて、實に眞宗の通規は聖徳太子に御よりおさるゝものと頂かざるべからず、次に元祖大師は別して善導に依る、とあれは、唐朝の善導に基かせらるゝは、申すまでもなきことあれども、其の御導きは、全く横川の惠信僧都に依らせらる、僧都は、和讃にも、「我これ故佛」とあれば、往古の如來の垂迹にて、其の御身は天台宗にましませども、其の御心は淨土門に歸し給ひて、御一代の御化導は、往生要集一部に委しくて、「往生極樂の教行は濁世末代の目足なり」と仰せられ、御身は一代經を諳んせさせらるゝ程の智者なれども、末代の我等のために、「余が如き頑魯の者」と仰せられ、唯稱彌陀得生極樂、迷を離れて悟に至るは、唯念佛の一行にありと勸め玉ふ、要集一部は其教廣げれども、



其の手近きものに横川法語あり、

夫一切衆生、三惡道をのがれて、人間に生ると、大いなる喜なり、身は賤しくとも畜生に劣らんや、家貧しくとも餓鬼にはまさるへし、心に思ふとかなはずとも、地獄の苦しみに比ぶべからず、世の住みうきは厭ふたよりなり、人数からぬ身の賤しきは、菩提を願ふまざるべなり、此の故に人間に生るとを喜ぶべし、信心淺くとも本願深きが故に、たのめは必ず往生す、念佛ものうけれども稱ふれば定めて來迎に預る、功德莫大なり、此の故に本願にあふとを喜ぶべし、又妄念のもどより凡夫の地体なり、妄念の外に別の心もなきなり、臨終の時までの、一向に妄念の凡夫にてあるべきぞ、と心得て念佛すれば、來迎に預りて蓮臺に乗る時こそ、妄念をひるがへしてさどりの心どはなれ、妄念の中より申し出したる念佛の、濁にしまぬ蓮の如くにして、決定往生疑あるべからず、妄念をいとはずして信心の淺きをなげき、志を深くしてつねに名號を稱ふべし、

と仰せられたり、「一切の衆生」とい、第十八願所被の機を擧げ玉ひ、念佛の相手の横に

の十方衆生、堅に二十五有界に及べども、正しき相手の過度人道教、即人間を重とせらる、廿五有界を大分すれい、惡趣と、人間と、天上との三類とある、近く喩ふれい、舟の出づる港と申すい、山の頂にもあらず、谷の底にもあらず、天上の山の頂、惡趣の谷の底よりい、いかで弘誓の船のた易く出づべき、そこを存覺上人の、「天上の樂にはこりて厭はず地獄の苦を悲しみて厭はず」と仰せられたり、我等が如きい、尊もなければい位もなく、官もなければい職もなき、實に賤しきものなれども、空飛ぶ鳥、地を走る獸、水に住む鱗介よりい幾分か勝るべし、是「身の賤しくとも畜生に劣らんや」と仰せらる、所以なり、又我等の田畑もなく、財寶もなく、哀はかなき身なれども、餓鬼道に勝るべし、餓鬼に多財と、少財と、无財との別あり、无財の中にも、矩口、針咽、臭口の三ありて、臭口の如きは、食物盡く臭氣を帯びて快く飲食すると能はず、針咽の如きは、其の腹は太鼓の如く、其の咽は針の如く、哀といふも愚なる有様なり、矩口の如きは、炎熱の爲に一粒の食、一滴の水をも用ゐるを得ず、我等貧しくとも豈に斯くの如くならんや、されは「家貧しくとも餓鬼にはまさるべし」、



とこそ仰せられたれ、實に娑婆界は勘忍土にて、思ふとは一つも適はず、可愛妻子に別れたり、いやや怨敵に出逢ひたり、心に思ふとはかなはねども、八寒八熱の地獄の苦には勝るべし。そこを「心に思ふとかなはずとも地獄の苦には比ぶべからず」と仰せられたり、「信心の体は廣大死礙の一心なれども、我等が能信の相より申して「淺し」とのたまへり、善導の二河白道の御諭にも、「四五寸の白道」と仰せられて、行者の信相は甚だ小さきものなれども、白道の体はもとより廣大死礙なきが故」とは、能信は淺くとも、所信の本願深きが故に、必ず往生すといふとを示し玉ひ、「たのめは必ず往生す」とは、たのむ一念の安心は、成就の文の一念、論主の一心に基けば、經論の深意なれども、大和詞にてたのめよと仰せらるゝは惠信僧都の御法語が始と申すべし、此のたのむ一念の安心は、眞宗の肝要にして、宗祖大師より二十二世の善知識に至るまで、御代々さしよせて御勸めのと、其の源の早く惠信僧都に出でしことを深く頂くべきとなり、元祖の法語中にも、たのむといふとは諸所に出て、實に淨土門の肝要、眞宗の極意は此のたのむ歸命の一念にあり、かゝる僧

都の御勸を受けさせられて、元祖聖人は「往生之業念佛以本」と押し出して、其の心を撰擇集一部に御示しめらせらるゝ、此の御聖教は義理甚深のとなれば、手近き御法語によらば、一枚起請文に、  
 もろこし我か朝に、もろくの智者達のさたし申さるゝ、觀念の念にもあらず、又學文をして念の心を悟りて、申す念佛にもあらず、只往生極樂のためには、南無阿彌陀佛と申せば、疑なく往生するぞと思ひとりて、申す外に別の子細候はず、但し三心四修を申す事の候ふは、皆決定して南無阿彌陀佛にて往生するぞと思ふ中にこそ候ふなり、此の外に奥深きことを存せば、二尊の御哀にはづれ、本願にもれ候ふべし、念佛を信せん人は、たどひ一代の法をよくく學すとも、一文不智の愚鈍の身になして、尼入道無智の輩に同じくして、智者の振舞をせずして、唯一向に念佛すべし、  
 と仰せられたり、「もろくの智者達」とはもろこしにて天台の智者大師や、淨影大師や、嘉祥大師等のと、「我か朝」にては、南北の學者達のと、何れも第十八願の十念



を觀念のとなさるれども、今はかゝる觀念にもあらず、又學問して道理々屈を覺えねば、念佛しても淨土へ參られず、といふにもあらず、横川黒谷の御勸は、往生の行中、諸行に對して念佛を御勸めあらせらるれば、淨土往生の業の南无阿彌陀佛の外はなし。と御意遊ばさる、故に、和語燈に、「され此の邊に詣て來て、往生の道を問ひ尋ね候ふ人に、有智无智を論せず、皆念佛の行ばかりを申し候ふあり」と仰せられ、又の仰に、「源空が目には三心も南无阿彌陀佛、四修も南无阿彌陀佛、五念も南无阿彌陀佛」とのたまひ、「あみたぶといふより外はつこの國の難波のともあしかりぬべし」と仰せられて、御一代の御化導は、念佛一行の外はあきあり、次に吾祖師聖人は元祖聖人に面授口訣、一器の水をば一器にうつす如く、元祖の御勸のまゝを御傳へなさる、故に、御老後の仰にも、「親鸞におきては、唯念佛して彌陀に助けられまらざるべし、とよき人の仰を蒙りて信する外に別の子細なきなり」とのたまひ、「たとひ法然上人にすかさされまらせて、念佛して地獄に落ちたりとも、更に後悔すべからず」と、鋭き御決着を御述べなされてあり、まかし御一代の御化導は、信心を押し立て、御勸め

あらせらる、故に、御文に、「聖人一流の御勸化のおもむきなり、信心をもちて本とせられ候ふ」とあり、何故信心を押し立て、御勸めあさるゝぞと申すに、元祖の御勸によりて、日本一洲念佛の法門の行き渡りたれども、現に御膝元にはいます三百八十餘の御門人だに、信の座に御就きなされたる御方は、五六輩にたも足らず、信心諍論の御時、智恵の各別によりて信心も各別する様に心うる者多し、これ全く自力の迷心に拘りて、金剛の信心に暗きが致す所、折角本願の名號を稱へながら、如來の尊號を己が善根として、稱へたる力をもちて、淨土へ往生遂げんと思ふ人の多きによりて、他力の信心を押し立て、御勸めあらせらる、祖師の御化導の、漢文和語十餘部の多きに渡らせらるれども、最も手近き和讃より申さば、冠頭二首に御示の如く、  
彌陀の名號となへつゝ、信心まことに得る人の、憶念の心つねにして、佛恩報ずるおもひあり、  
誓願不思議をうたがひて、御名を稱する往生の、宮殿のうちに五百歳、むなしくすくもどききたまふ。



どのたまへる「彌陀の名號となへつ」とい、一多證文の終にある「浄土真宗のから  
ひに念佛往生と申すなり」との如く、上の龍樹菩薩より、近く元祖聖人まで、皆  
念佛往生を御勸めらせらる、龍樹菩薩の我説彼尊を高僧和讃の終に、「南无阿彌陀佛を  
とけるには、衆善海水のごとくなり」と仰せられて、龍樹菩薩一代の御勸めは、南无阿  
彌陀佛の外なし、元祖は勿論「往生の業は念佛を本とす」と御勸めらせらるゝなり、  
次に「信心まことにうる人」とは、御已証の信心爲本にして、正定業たる稱名念  
佛を以て、自身往往の業とはからふも、凡夫自力の企みれば、此の度の往生は深く  
本願を信するにあり、といふとを御示しあらせらるゝなり、自力の行者はいかほを念  
佛を申しても、安心の意がなき故に、自然と心に緩みがつく、信心の智恵に入りぬれ  
ば、攝取の力にて名號自ら稱へらるゝ故に、疑心自力の行者と同日の論にあらず、  
されば正像末和讃に、「信心の人に劣らじと、疑心自力の行者も、如来大悲の恩を知り、  
稱名念佛はげむべし」と仰せられて、信火内にあれば行焰外に現るゝ道理、内心に  
深く他力の信心を蓄ふれば、身分相應の報謝は自然につとめらるゝものなり、實に祖

師一代の御勸化は、信心を本とせらるゝより外なきことなり、次に蓮如上人は、八十  
通の御文を御製作あらせられ、たのむ歸命の一念を押し立て、御勸め遊ばさるゝ、其  
いたゝき心を改悔文に御示しあらせられたり、  
もろくの雜行雜修自力のこゝろをふりすて、一心に阿彌陀如来我等が、今度の  
一大事の後生、御助け候へどたのみ申して候、たのむ一念のとき、往生は一定、御  
助けは治定と存じ、此の上の稱名は、御恩報謝とよろこひ申し候、此の御ことわり  
聽聞申しわけ候と、御開山聖人御出世の御恩、次第相承の善知識の、淺からざる御  
勸化の御恩と、ありがたく存じ候、此の上には、定めおかせらるゝ御掟、一期を限  
り守り申すべく候、  
「御助け候へどたのむ」といふは、已に前にも申す如く、横川にも、黒谷にも、處々に  
出でたり、特に我が祖の上には、或は「本願他力をたのみつ」といひ、或は「不思議  
の佛智をたのみべし」とのたまふ等、處々に其の心を示させらるゝとなれども、其の根  
本は歸命の御字訓に、歸説の御左訓には、よりかゝるなりとあり、歸説の御左訓には、



よりたのむなりとあるに御據りなされしにて、御文の御製作は六卷の御本書、十卷の六要鈔を表紙の破るゝまで、御覽なされての上のとなれば、全く御本書の骨髓と申さるべからず、「よりかゝる」といふとは、處々に據所のあるとなれども、今其の一を擧げば、善導には正由託佛願とある託の字の心、「よりたのむ」といふは、乗彼願力とある乗の字の心なり、託は俗にいふもたるゝと、襖や障子にもたるゝには、氣を附けずば倒るといふ案事あり、大黒柱にもたるゝに、更に何の遠慮もなかるべし、乗るにも小舟に乗るに注意せざるべからざるも、これにひきかへて、大舟に乗るときは左様の心配を爲すに及ばず、南无阿彌陀佛の大黒柱、本願弘誓の大船なれば、我を忘れて大丈夫によりかゝり、遠慮なく乗り込むばかり、「乗り得ての心嬉しむを舟、高せの波のたつにつけても」、一度弘誓の舟に乗ぬれば、我が力にて三惡道へ後戻りは出來ざるなり、かく聽聞すれの疑はんとても疑はれず、危まんとても危まれません、足實地を踏むが如き決定心になりたるに、我と我が力にあらす、全く如來上人幾永劫の御恩ぞと存せられしならば報謝の經營を怠るべからざるとなり、此の上に入りての孝、

出で、の忠、特に我が日本の万國無比の國体なれば、天皇陛下の御厚恩を忘るべからず、今日の如き國家に一大事件の起りしとき、身命をも顧みず、國家のために忠節を盡さずばあるべからず、又我が家に於て、親子親しく、夫婦睦じく、人の人たる道を守るべきなり、かく申せば甚だ容易ならぬやうのとなれども、明治十五年軍人への御勅諭に仰せられし如く、「これを行はんに、誠心こそ大切なれ」、忠義も、孝行も、誠心即實意にあらば、易く行はれ得べきとなれば、眞宗の念佛行者の、此の世逗留の間、仁義忠孝を守りて、明治聖代の良民となり、命終れば彌陀同体の御さとりを開き、此世も目出たく、未來も目出たく、兩手に花の幸福者とならんとを勧め玉ふにこそ、

御本山の御由緒沿革

そも、浄土眞宗の御教は、未代時機相應の要法にして、吾か祖聖人慧眼を開きて、眞實を見て、後堀河天皇元仁元年御年五十二歳、常陸國稻田にて開きましくけ



よりたのむなりとあるに御據りなされしにて、御文の御製作は六卷の御本書、十卷の六要鈔を表紙の破るゝまで、御覽なされての上のとなれば、全く御本書の骨髓と申さるべからず、「よりかゝる」といふとは、處々に據所のあるとなれども、今其の一を擧げば、善導には正由託佛願とある託の字の心、「よりたのむ」といふは、乗彼願力とある乗の字の心なり、託は俗にいふもたるゝと、襖や障子にもたるゝには、氣を附けずば倒るといふ案事あり、大黒柱にもたるゝに、更に何の遠慮もなかるべし、乗るにも小舟に乗るに注意せざるべからざるも、これにひきかへて、大舟に乗るときに左様の心配を爲すに及ばず、南无阿彌陀佛の大黒柱、本願弘誓の大船なれば、我を忘れて大丈夫によりかゝり、遠慮なく乗り込むばかり、「乗り得ての心嬉しきまを舟、高せの波のたつにつけても」一度弘誓の舟に乗ぬれ、我が力にて三惡道へ後戻りは出来ざるなり、かく聽聞すれの疑はんども疑はれず、危まんども危まされず、足實地を踏むが如き決定心になりたるに、我ど我が力にあらず、全く如來上人幾永劫の御恩ぞと存せられしならば報謝の經營を怠るべからざるとなり、此の上の入りての孝、

出で、の忠、特に我が日本の万國無比の國体なれ、天皇陛下の御厚恩を忘るべからず、今日の如き國家に一大事件の起りしとき、身命をも願す、國家のために忠節を盡さずばあるべからず、又我が家に於て、親子親しく、夫婦睦じく、人の人たる道を守るべきなり、かく申せば甚た容易ならぬやうのとなれども、明治十五年軍人への御勅諭に仰せられし如く、「これを行はんに、誠心こそ大切なれ」、忠義も、孝行も、誠心即實意にあらば、易く行はれ得べきとなれば、眞宗の念佛行者の、此の世逗留の間の、仁義忠孝を守りて、明治聖代の良民となり、命終れば彌陀同体の御さとりを開き、此世も目出たく、未來も目出たく、兩手に花の幸福者とならんことを勧め玉ふにこそ、

御本山の御由緒沿革

そもく、淨土眞宗の御教は、末代時機相應の要法にして、吾か祖聖人慧眼を開きて、眞實を見て、後堀河天皇元仁元年御年五十二歳、常陸國稻田にて開きまししくけ



るなり、されり明治九年十一月二十八日 今上天皇 勅せさせられて見真大師の諡  
號を賜はさせらる、聖人御入滅後十一年、 龜山天皇文永九年覺信尼公、(聖人の季  
女)、如信上人(聖人の孫)と共に謀りて、大谷ある聖人の墳墓の傍に、一字を建てたま  
ふ(龜山天皇の御寺號を賜はさせられたりし、勅書は下の如くなりさいふ、弘長二歳十一月廿八日入寂、親鸞  
宗、聖人開淨土真宗引導風俗化益遍布日城永潤法滅時浴大谷流輩現當利益神明擁護無疑知天長知久育民瑞也依賜榮  
本願寺繪旨也仍如件) 此の年 朝廷より久遠實成阿彌陀本願寺の號を賜はさせらる、  
略して本願寺といひ、 勅願所と定めたまひ、其の後 伏見 光嚴 稱光  
の三朝にても、勅願所の御 宣下あり、延きて 御歴代の 勅願所となれり、建  
武三年堂宇兵燹に罹り、曆應元年再造せらる、それより百二十餘年を経て、寛正六  
年叡山の僧徒、御當流の興隆を妨み、堂宇を破毀す、蓮如上人御眞影を奉じて、難を  
大津近松に避けたまひ、此處に暫く御眞影を安置したまへり、文明十二年山科野村に  
祖師堂を營ませられて、大津近松に安置したりける御眞影をは迎へさせらる、(十六年  
間大津に居たまへり)、同十三年本堂御建立成就せり、(これより本堂と御影堂と二字に  
分かちて、御崇敬いと懇ろなり)、蓮如上人御法の少しく衰へたりける世に生れたまひ、

骨身を摧きて、御化導あらせられしかば、歸依の道俗特に多く、法燈高く輝きて、繁  
盛古にまされり、されば上人をは世に中興上人と申し奉り、明治十五年三月には  
今上天皇 勅せさせられて、慧燈大師の諡號を賜はりけり、實如上人の御時、特に  
皇室を尊び、御即位大典の資をも献せられければ、大永元年 後柏原天皇 勅し  
て、准門跡に補し香衣を賜はさせらる、天文元年六角定頼等、山科に襲ひ来て之を焚  
けりしかば、(文明十一年より六十三年なり)、證如上人御眞影を奉じて、大阪石山に到  
り、同十一年本堂を建立したまへり、顯如上人の御時、永祿二年十二月十五日 正  
親町天皇 勅せさせられて、世襲門跡としたまひ、同三年末寺に院家補任を許させら  
る、元龜元年より、織田信長石山に攻め來り、正天八年三月 正親町天皇の 勅宣  
をもて、和を講じ、顯如上人御眞影を供奉して、同四月紀州鷲森に越きたまふ、(大阪  
御在任四十九年あり)、同十一年法嗣教如上人と同じく和泉貝塚に移り、同十三年八月  
攝津國天満に堂宇を構へ、同十九年京都堀川に移りたまふ、文祿元年顯如上人御遷化  
あらせられ、教如上人職を嗣ぎ、同三年遷隠したまへりしが、慶長七年徳川家康公の



台命により、後陽成天皇の勅許を得て、本寺を鳥丸七條に建立したまひぬ、之を唯今の御本山とす、此の時家康公京都新町より東六條七條の間の地、四町四方付属せらる、之を古屋敷といふ、其の後寛永八年六月徳川家光公、復東洞院より東六條七條の間の地を加へ附けたまへり、之を新屋敷といふ、すべて五十九ヶ町なり、即ち左の如し

舊境内町名	東魚屋町	西魚屋町	中八百屋町
西八百屋町	上柳町	下柳町	臺所門町
鍛冶屋町	袋町	北町一丁目	北町二丁目
佛具屋町	高槻町	龜町	卓屋町
橋町	粉川町	廿人講町	櫻木町
西玉水町	鹽小路町	眞芋屋町	東境町
西境町	仲居町	輪番町	新シ町
橋詰町	富田町	花屋町	筒金町

(七一) 御本山の御由緒沿革 (七一)

笹屋町	飴屋町	以上古屋敷
大津町	塗師屋町	夷之町
打越町	榎木町	堺町
枡屋町	若松町	榮町
唐物町	若宮町	大工町
溜池町	紺屋町	納屋町
住吉町	堀詰町	鹽屋町
東玉水町		材木町
	以上新屋敷	

今の御境内は西新町東鳥丸南七條北魚棚にて其の坪數は二萬一千九百三十坪餘なり、宣如上人の御時、承應元年大師堂の構造を改めて、大伽藍といたまへり、こは祖師聖人嘉祿元年、下野國高田にて、御建立あらせられし専修寺伽藍の構造に基きたまへるなり、この時大師堂の大きさは、

桁行真々(柱真より柱真までのと)



二十間一分五厘餘 (一間は六尺五寸なり)

落椽真々 十丈二尺二寸 十五間七分

梁行真々 七丈三尺五寸

後堂 一丈一尺五寸 向拜之出 一丈六尺二寸

常如上人、寛文七年に本堂を再造したまひぬ、其廣さは、

桁行真々 八丈八尺二寸 十三間六分

落椽真々 十丈二尺二寸 十五間七分

梁行真々 七丈三尺五寸 十一間三分

後堂 一丈一尺五寸 向拜之出 一丈六尺二寸

乘如上人、天明八年正月晦日堂宇火災に罹る、(御影堂は百三十七年、本堂は百二十年

にて焼けぬ)、達如上人寛政十年、兩堂等落成せり、結構宏壯、いとも麗しくありけり

師堂

桁行真々 二十一丈

三十二間三分餘

落椽真々 二十三丈 三十五間四分

梁行真々 十五丈 二十三間餘

後堂 一丈六尺五寸 向拜之出 二丈二尺五寸

本堂

桁行真々 十丈七尺八寸 十六間五分六厘

落椽真々 十二丈三尺二寸 十九間

梁行真々 十丈一尺六寸四分 十五間

後堂 一丈三尺 向拜之出 一丈七尺七寸一分

大寢殿 桁行真々 十五間半 梁行真々 十三間

小寢殿 同 十二間 同 八間半

黒書院 同 七間半 同 六間餘

白書院 同 九間半 同 四間

西へ差出 東西南北各六間半



集會堂

桁行蓮臺柱真々 十四丈七尺 二十二間六分

梁行同 十一丈九尺 十八間餘

向拜之出 七尺

立關 桁行真々 九間半 梁行真々 九間

式臺 三間に五間

臺所 桁行 十三間 梁行 十三間 入口出二間 裏口三間

大師堂門 上之重 桁行 六丈四尺 梁行 三丈八尺四寸

下之重 同 六丈八尺 同 四丈二尺七寸二分

本堂門 桁行 二丈二寸 梁行 一丈六尺六寸

菊之門 同 二丈一尺五寸 同 一丈九尺五寸

多くの財と、數多の日子を費して、かく立派に成りしものも、僅か三十年を経たる文政六年十一月十五日、焼失しけり、惜みても尙餘りあり、されども上人の法徳の勝れ

たまへると、門徒の信施厚きとにより、天保六年兩堂等大抵寛政の時の如く、成就してけり、それも亦僅か二十四年を経て、嚴如上人の御時、安政五年六月四日類焼に逢ひぬ、祖師聖人の六百年忌辰の近づけるをもて、廣さ舊のまゝなる新假堂を營みたまひ、万延元年八月落成、外護の力もありきとはいへ、かく數度の再建速に成就せると、祖師聖人の高德、嚴如上人の法徳、仰ぎては愈々高きとにこそ、歡喜踊躍の足も落ち着かざる中三年を置きて、元治元年七月十九日、堂宇及び枳殼邸兵燹に罹れり、さても無さんなるにぞありける、安政六年十一月二十日、達如上人の多年教導の功を賞したまひ、孝明天皇勅して、特に紫衣純色を着ることを聽させらる、又萬延元年十二月に、齡己に入旬に滿てるを以て、鳩杖を賜ひ、特に杖朝を聽させらる、嚴如上人の慶應元年、後嵯峨 龜山兩帝の 御陵を修したまひし功を賞せさせられ、特別に御衣直衣一領を賜はる、明治五年華族に列せられ、同十二年 御宸翰にて、見眞二大字の 勅額を賜はさせらる、同二十四年七月現如上人へ維新の際、國事執掌の功をもて、御紋附五條袈裟を賜はさせらる、



新兩堂御再建の事

元治元年七月十九日、兩堂等兵火に罹りしかば、慶應元年十月二日 朝廷より、兩堂再營の 綸旨を賜はさせられ、併せて白銀若干の御寄附ありけり、されども程なく明治維新となり、國事多端の時なりければ、暫時御再建の事をさし控へさせられ、明治十二年に至りて御發示、同十三年四月十四日重ねて 朝廷より金壹千圓御下賜あらせられ、同年十月二日 新始式を行ひ、大師堂の其構造頗る高大ければ、先着手し、同十七年四月二十六日立柱式、同二十二年五月九日上棟式を擧げさせられ、本堂の同二十三年五月十日立柱式、同二十五年十一月二十九日上棟式を行はせられ、兩堂の御遷佛御遷座式を同二十八年四月に舉行遊ばさせられん豫定なり、あはれ祖師聖人の恩徳迷慮八万の頂、蒼溟三千の底にも比ぶへきにあらず、現如上人の御孝心深く、御化導に心を寄せさせたまへること、一方ならず、其の御高德によりて、此の日本帝國無比なる大堂を成就し、磨き立て、作り立てたる美々しき姿を示しけり、其の間に、或

新兩堂御再建の事 (三二)

の信徒の惜しげもなく黒髪を剪り捨て、編みて毛綱として、獻上せるものあり、或の身命を惜まず、財寶を抛ち、無比の丹精を抽づるもありけり、巍峩として空中に聳えたるさま、眞宗紹隆の標識ともいはれなん、

大師堂の東向伽藍造にて、祖師見眞大師の御眞影を安置し、北の脇壇に、前住上人、南のに御歴代上人、北の餘間に六字の尊號、南餘間に九字十字の尊號を安じ玉ふ、

桁行 唐戸側柱真々 二十八間四尺

廣椽側柱真々 二十五間

兩落椽真々 四十二間一尺

梁行

向拜後堂柱真々 三十二間三尺一寸八分

廣椽床前柱真々 二十五間

高廿 二十一間四寸六分

大柱數 九十三本



虹梁數 百二十六挺  
瓦數 十七万五千九百六十七個  
疊數 九百二十七疊

彫刻の  
彫刻に

金障子側上層中央及兩脇唐挾間 雲、孔雀  
同 同 墓股 雲、天人  
同 餘間南十字間  
北六字間 唐挾間 雲、白鶴、舍利鳥  
同 同 墓股 雲、迦陵頻伽  
同但北蔀戶 同南九字間  
北局上段 唐挾間 雲、鸚鵡、水、鴛鴦  
同 同 墓股 桐、鳳凰  
南蔀戶上(飛檐間) 同 杜若、鴛鴦、粟鴉  
南下屋入口板唐戶上 同 枇杷、山鵲  
北蔀戶(局下段) 同 唐松、山鵲

北下屋入口板唐戶上 同 楓、鹿  
北唐戶側上一 枇杷、吐綬雞  
同 二 牡丹、孔雀  
同 三 波、犀  
同 四 牡丹、孔雀  
同 五 笹、吐綬雞  
南唐戶側上一 菊、山鵲  
同 二 椿、鳳凰  
同 三 雲、麒麟  
同 四 桐、鳳凰  
同 五 菊、山鵲  
前唐戶側上一 雲、猓  
同 二 波、兔







同畫工 承應度狩野永納 寛政度狩野探索 文政度狩野縫殿助 當度幸野梅嶺ナリ

後門見附洞指上 中央鳳凰 左右孔雀

同 洞指下 唐戸左右 向唐獅子

同 南北羽目板 牡丹

同畫工 寛政度鶴澤探泉 文政度原在中 當度原在泉ナリ

局上段<sup>後堂仕切</sup> 戸襖四枚 金雲箔 安養六種畫

同畫工 寛政度北二枚圓山主水 南二枚原在中 當度望月玉泉

同腰障子十枚 無地金雲箔 錦花鳥

同畫工 寛政度山本探淵 當度羽田月洲

同上段<sup>下段仕切</sup> 戸襖八枚 南ノ方 大紅梅

同畫工 寛政度狩野縫殿助 當度鈴木松年

同 北ノ方 蘆雁

同畫工 寛政度島田主計頭 當度鈴木松年

同上段 戸二枚 無地金雲箔 錦花鳥

同畫工 寛政度堀索道 當度羽田月洲

同下段 戸一枚 無地金雲箔 錦花鳥

同畫工 寛政度堀索道 當度羽田月洲

同<sup>下屋仕切</sup> 戸襖八枚 無地金雲箔 蘆雁

同畫工 寛政度圓山主水 當度内海吉堂

同<sup>下段後堂仕切</sup> 戸襖四枚 無地金雲箔 蘆雁

同畫工 寛政度原在中 當度内海吉堂

本堂<sup>ほんだう</sup>の、新大師堂<sup>しんだいしだう</sup>の南<sup>みなみ</sup>に在<sup>あ</sup>りて、東面<sup>ひがしむき</sup>なり、中央<sup>ちゆうあう</sup>の宮殿<sup>きやうでん</sup>に本尊<sup>ほんぞん</sup>阿彌陀<sup>あみた</sup>如來<sup>にょらい</sup>の立像<sup>りつざう</sup>を安置<sup>あんち</sup>し、其<sup>その</sup>左右<sup>さゆう</sup>に、今上<sup>いまじやう</sup>皇帝<sup>てんたい</sup>聖躬<sup>せいこん</sup>萬歲<sup>ばんざい</sup>、孝明天皇<sup>かうめいてんわう</sup>尊儀<sup>そんぎ</sup>の兩尊牌<sup>りやうそんぱい</sup>を奉安<sup>ほうあん</sup>し、北脇壇<sup>わきだん</sup>に、聖德太子<sup>しやうとくたいし</sup>、南脇壇<sup>みなみわきだん</sup>に、法然上人<sup>はふねん</sup>、南餘間<sup>みなみよま</sup>に六高僧<sup>ろくかうそう</sup>安置<sup>あんち</sup>、又北餘間<sup>またきたよま</sup>に龜山天皇<sup>かみやまてんわう</sup>の尊牌<sup>そんぱい</sup>を安置<sup>あんち</sup>し奉<sup>たてまつ</sup>れり



桁行

唐戸側柱真々 十六間五尺

廣椽側柱真々 廿一間五尺四寸

雨落真々 廿九間二尺八寸

梁行

向拜後堂柱真々 廿六間二尺四寸

廣椽床前柱真々 十八間三尺六寸

高サ 十五間五尺六寸

大柱數 七十本

虹梁數 百十五挺

瓦員數 十万八千三百二十九個

疊員數 四百〇一疊

彫刻に

金障子側上層中央唐挾間 桐、鳳凰

同 兩脇唐挾間 牡丹、孔雀

同 南北兩餘間等唐挾間<sup>六</sup> 唐松、山雀

同 唐挾間上臺股<sup>九</sup> 蓮、水

南竹節蒨戸上 竹、雉子

同下屋入口板唐戸上 椿、山鳩

北竹節蒨戸上 蘆、鳩

同下屋入口板唐戸上 蘆、鷗

北唐戸上外側 一 唐松

同 二 子

同 三 梅花

同 四 未

同 五 桃花



(三三) 新 兩 堂 御 再 建 の 事

同	南唐戸上外側	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
							内側					
二	一	八	七	六	五	四	三	二	一	九	八	七
巳	雪竹	紅葉	橘	芙蓉	柘榴	葵	芍藥	蘇鐵	河骨	栗	戌	枇杷

歴世大谷派御法主實記附御本山案内記 (二三)

同	同	同	同	同	前唐戸上外側	同	同	同	同	同	同	同
											内側	
六	五	四	三	二	一	六	五	四	三	二	一	六
丑	御紋	午	櫻花	申	桐	杜若	藤花	木蓮	椿	菊花	菊花	亥







く假建のまゝなりしが、明治二十六年七月より、當初の如き結構の再造を企て、同一十七年十一月落成せり、(寄附人は、名古屋市神野金之助、及び其の兩親なり)。

火防用水のこと

兩堂は、甚だ宏壯に、且美麗に、御再建成就せしにぞ、此の度は數度の類焼にかんがみ、最も火を防がんことに注意したまひて、此の工事を起させらる、即ち田邊工學博士の設計にて、疏水線路蹴上に水溜を設け、切石をもて積み立て、其の裏面は、たゞさにて漏るゝことを防ぎ、其の片隅に塵芥よけを造りて、塵の鉄管へ流れ入ることを防ぐ、さて其の水路は、水溜より三條通西へ、白川橋通南へ、祇園町通を西へ、建仁寺町を南へ、松原を西へ、大黒町を南へ、音羽町を西へ、森下町を南へ、五條橋傍を西へ、寺町を南へ、枳殻上馬場通を経て御本山に達す、同境内にて一大池を設け、噴水を作らる、同蹴上の水面は、大師堂の屋根より高さこと尙三十尺あれば、同用水を兩堂の屋庇に導き、各面より噴水せしめ、充分ある火防をなし、併せて境内諸建物の

火防、其他諸般の用水に供す、

御遷佛御遷座のこと

兩堂御再建成就せしかば、明治二十八年四月に御遷佛、御遷座を行はせらる、其の御日並は左の如し、

- 本堂御遷佛 四月十五日午後第六時
- 同 御供養會 同 十六日午前第八時
- 再建御消息御卷納 同 十七日午前第九時
- 大師堂御遷座 同 十九日午後第六時
- 同 御供養會 同 二十日午前第八時
- 御親教(大師堂にて) 同 二十一日晨朝過

十五日の御遷佛、十九日の御遷座には假堂より御庭儀、(僧侶は法服七條、御門徒中の參列を許されたる人は布衣、又は上下着用)、十六日御遷佛御供養會には、寢殿より御



出列、高廊下御参列、(僧俗の着用衣服は上の如し、次も亦然り)、二十日御遷座御供養會の御庭儀は、寢殿より菊の門御出列、烏丸通を経て大門より御参進のことなり、又二十日の御遷座御供養會には、庭上大師堂前にて舞樂あり、又本堂は十七、十八の兩日、大師堂は二十一、二十二の兩日、御式莊嚴のまゝにて、一般参詣人へ拜禮を許させらる、又四月二十一日より廿三日まで、僧侶、及び講頭、准講頭、商量員、紀功章、帶佩者、本山諸世話方、以上へ御饗應あり、

御歴代御傳

祖師聖人の御傳

聖人の御俗姓は藤原氏かれ、御祖先は天兒屋根命にまします、此の天兒屋根命と申すは、神代の時、天照大神が御孫、瓊々杵尊に、豊原瑞穂國は、吾が子孫世々王たるべき地ぞ、汝往きて治めよ、との玉ひて、此の日本國に天降らしめ給ひしをりに、同じく、天照大神の命を蒙りて、天孫に従ひて、降り給ひし神なり、古

より河内國牧岡といふ所に、鎮座し給ひしも、其後、稱徳天皇神護景雲二年大和國奈良の地に轉りましき、即ち今の春日大明神あり、此命より二十一世の苗裔に、大織冠鎌足公と申す忠勇無二の人ありき、推古天皇十九年に誕生せらる、生長して後に、南淵先生に従ひて外典を學び、又當時の碩徳に就きて、内典をも兼ね修めらる、時しも蘇我蝦夷、同入鹿といふ二人の大臣ありて、朝廷の政を恣にし、而も機あらば國家を覆さん、との氣色見えしかば、鎌足公は大に之を嘆き、如何にもして彼等二人を除きて、皇國を安穩にせんものと思はれしに、ふとしたるとより、其時の皇子の中にて、最も賢くあらせられたる中大兄皇子と、親しくなりしにぞ、互に心の中を明し合ひ、南淵先生の許に通ふ車の中にて、密議を凝しける、偶三韓より貢に來しかば、此の時にこそとて、支度をなして、大極殿にて貢の使を延見たまふ、儀式に乗じつひに入鹿を誅し玉ひけり、蝦夷は軍勢を催して差向け玉へるにぞ、かなはじとや思ひけん、自ら家を焼きて死にける、誠にいみじき忠功とこそ申すべけれ、此の他に此の人の功勞ありしとは、世の歴史に委しければ漏しつ、かゝる功のありしかば、朝



延より或は金冠を賜ひ、或は爵位を進めさせられ、其の末期には中臣の姓を改めて、藤原の氏を賜ふ、公より不比等、房前、眞楯、内麿、の四公を経て、眞夏公に至り、日野家と稱し、別に藤原氏の一派を分てり、それより又濱雄、家宗、弘蔭、繁時、輔道、有國、資業、實綱、有信、宗光、の十世を経て、經尹卿に至る、此の君に三人の御子あり、兄は範綱、仲は宗業、季は有範卿と申し、此の有範卿こそ、眞に聖人の御父におはしましぬるなん、皇太后宮式進に上り玉ひき、又三室戸大進とも稱しまつりぬ、

祖師聖人は、日野有範卿の長子にて、御母は某氏、(或は傳へて源氏對馬守義親の女にて、吉公女と名づけりといふ)、高倉天皇承安三年四月朔日に御誕生遊ばさる、幼名を松若丸と申し奉る、四歳の御時、父に別れ玉ひ、伯父從三位範綱卿に養はれ、仲父宗業卿につきて外典を習はさせらる、御性質優れて賢しくましくて、夙に遁世の志、淺からざりしが、八歳の御時、母を喪ひたまひ、愈出家の望を深くしたまひけり、九歳の御時、安徳天皇養和元年の春、天台宗の貫主、青蓮院慈鎮和尚の門に入り

て、出家得度の志を遂げさせられ、法名を範宴と申し、少納言の公と號す、其の年の冬、叡山に登りて戒を受けさせ玉ふ、それより多くは叡山に住して、天台の宗義を練り、時々南都等に遊ひて、大乘、小乘、諸宗の奥義を窮めたまひしも、皆々聖道難行の御法にして、末世相應の要法にあらざれば、如何して、我等生死海の苦を脱せんか、如何して後生菩提を求めんか、と深く悲しみましくて、神明佛陀、御心あらば我に後生助かるべき道を教へ玉へ、末世の衆生をわれと思召さは、生死の苦を易く免る、御法を示し玉へ、と叡山根本中堂、其の他の諸靈場に祈り玉ひ、殊に一日間の長さ月日を厭はせられず、三里の道、往復六里の道をも遠しとし給はず、六角堂の救世菩薩に祈願したまひしが、願滿する夜の靈告によりて、洛東吉水の禪房に至り、元祖源空聖人に謁し奉り、出離の要法を問ひ給ひしかば、「眞宗紹隆の大祖聖人ここに宗の淵源をつくりし、教の理致をきはめて、これをのべたまふに、たちどころに他力攝生の旨趣を受得し、飽くまで凡夫直入の眞心を決定しましくけり、(御傳の時)に聖人御年二十九歳 土御門天皇建仁元年の春の頃なりき、これより源空聖人を師



とたのみ給ひ、常に御傍に侍りて、親しく其の教化を承けたまふ、師聖人も亦深く祖師の器量をめてたまひ、慈育最も篤く、命して縛空と名を改めたまへり、建仁三年聖人御年三十一歳にて、前關白兼實公の姫君、玉日宮を娶りたまふ、そもかゝる御事は、古より例少きことなるに、聖人の忍びて之をなしたまひしゆゑんは如何と窺ふに、此の時より前に九條關白兼實公は、深く師の源空聖人に歸依したまへりしが、ある日說法聽問の後、源空聖人に向ひて問ひたまはく、念佛往生には、僧と俗とによりて差別あるに候ふやと、聖人對へてのたまはく、經文には十方衆生と説きたまひ、釋には一切善惡凡夫と言へれば、往生に何の違か候ふべき、と答へたまへるにぞ、關白さらば御門下の高德なる聖人を賜はりて、世俗の姿に等しくして、さて未代の凡夫、惡人女人の往生の摸範とならしめばや、平に許したまへ、未代凡夫の爲なれば、とひたすらに請ひたまふ、ことに聖人關白の請を容れ祖師聖人に命じ玉ふ、祖師はおしかへしく固く辭退あらせられしも、聖人聽き入れたまはずしてのたまへるやう、御身のみ否みたまふな、御身は嘗て觀世音菩薩の靈告を蒙りしにわらずや

とさとしたまへば、祖師聖人、正しく今年四月五日の夜、寅の時の夢想に符合したりければ、否むに辭もなく、つひに師の命に従ひたまへり、眞に未代凡夫の爲といへ、清淨の風を出で、混濁の俗に入りたまへると、あかかしこと申すもなか／＼愚なり、(玉日宮と慧信禪尼とい、御一人の異名といひ、或は別人ありと稱す、玉日宮の兼實公の息女、慧信禪尼の兵部大輔三善爲教の女にて、初は朝姫と稱し、後慧信禪尼と改むるといふ、大谷系譜の一説によれば、玉日の君聖人の御流罪の爲、世を憚り兵部大輔三善爲教を假父とし、名を朝姫と改め關東に降り、長く聖人に給侍したまふといへり、近世此の説を取る者多し)、元久二年聖人御年三十三歳、師聖人より特別に御親撰の選擇本願念佛集を付屬せらる此の聖教の兼實公の請によりて、撰集したまひし所にして、眞宗の肝要、念佛の奥義斯に攝在せり、誠に是希有最勝の華文、無上甚深の寶典あり、されどもさびしく廢立の正意を述べたまへるが故に、他の譏嫌を憚り、既に其の門人に達りたまへる人ども、たやすく見寫せしめたまはず、さるに聖人に之を授けたまへるのみならず、同四月



十四日親筆を以て、撰擇本願念佛集内題の字、并に南無阿彌陀佛往生之業念佛爲本と釋綽空どの字を書したまへるおと、其の丁寧なるに他に異なれり、是聖人を愛したまへばなりけり、同日師聖人の眞影を圖書し奉りたまふ、同閏七月二十九日、師聖人自ら眞影の銘を書して聖人に賜はる、其の文は、六字の尊號と、若我成佛、十方衆生、稱我名號、下至十聲、若不生者、不取正覺、彼佛今現在成佛、當知本誓重願不虛、衆生稱念必得往生、の四十七字とあり、聖人之を喜ひたまふと斜ならず、化身土卷に其の喜を記してのたまはく、「一年を渉り、日を渉り、其の教誨を蒙る人千万なれども親といひ、疎といひ、此の見寫をうる徒、甚だ以て難し、然るに既に製作を書寫し眞影を圖書し奉る、是專念正業の徳なり、決定往生の徴あり、よて悲喜の涙を抑へて、由來の縁を記す」とのたまへり、此の後信行兩座のとあり、御傳上の卷にのたまはく、善信聖人ある時申したまはく、予難行道を閑きて、易行道に移り、聖道門を遁れて、淨土門に入りしより以來、芳命をかうふるにあらずよりんば、豈出離解脱の良因を蓄へんや、喜の中の悦、なにごとかこれにしかん、然るに同室の好を結びて、

俱に一師の誨を仰ぐ輩、これ多しといへども、眞實に報土得生の信心を成じたらんと、自他同じく知り難し、故に且は當來の親友たるほどをも知り、且は浮生の思出ともし侍らんがために、御弟子參集の砌にして、出言仕うまつりて、面々の意趣をも試みんと思ふ所望ありと云云、大師聖人のたまはく、この條もとも然るべし、すかはち明日人々來臨の時、仰せられ出すべしと、而るに翌日集會のところ、上人(親鸞)のたまはく、今日は信不退、行不退の御座を兩方に別たるべきあり、何れの座につきたまふべしとも、各々示したまへと、其の時三百餘人の門侶、皆其意を得ざる氣あり、時に法印大和尚位聖覺、并に釋の信空上人法蓮、信不退の御座に著くべしと云云、次に沙彌法力(熊谷直實入道)遲參して申していはく、善信の御房の御執筆何事ぞやと、善信上人のたまはく、信不退、行不退の座を分けらるゝありと、法力房申して云はく、然らば法力もるべからず、信不退の座に參るべしと云云、よてこれをかきのせたまふ、こゝに數百人の門徒、群居すといへども、更に一言をのふる人おし、是恐くは自力の迷心に拘りて、金剛の眞信に昏がいたすところか、人皆無音の間、執筆上人(親鸞)自



名をのせたまふ、や、暫くありて、大師聖人仰せられてのたまはく、源空も信不退の座に連り侍るべしと、其の時門葉、あるひは屈敬の氣をあらはし、あるひは懺悔のいろをふくめりと、されば信心正因のことはりを得たる人は、誠に三百門侶の中、僅に師聖人と、聖人と、外兩三人のみありき、又信心一異の諍論ありき、御傳上の巻に、聖人の御言をのせてのたまはく、古へ我が大師聖人(源空)の御前に、聖信房、勢觀房、念佛房、以下の人々多かりし時、はかりなき諍論をし侍るとありき、其の故は、聖人の御信心と、善信が信心と、いさゝかもかはるところあるべからず、たゞ一つあり、と申したりしに、此の人々答めていはく、善信房の聖人の御信心と、我が信心と等し、と申さるゝこと謂なし、いかでか等しかるべきと、善信申していはく、ちどか等しと申さるべきや、其の故は、深智博覽に等しからんども申さばこそ、誠におほけなくもあらめ、往生の信心にいたりては、一度他力信心のことわりを承りしより以來、全く私なし、然れば聖人の御信心も、他力より給はらせたまふ、善信が信心も他力あり、故に等しくしてかはるところなきと申すなり、と申し侍りしところに、大師聖人正

しく仰せられてのたまはく、信心のかはると申すは、自力の信に取りての事なり、すかはち智慧各別なるがゆゑに、信又各別あり、他力の信心は、善惡の凡夫どもに佛の方より賜はる信心なれば、源空が信心も、善信房の信心も、更にかはるべからず、たゞ一つあり、我が賢くて信するにあらず、信心のかはりあうておはしまさん人々は、我が參らん浄土へは、よも參りたまはじ、よく心得らるべき事なりと云云、こゝに面々舌を巻き、口を閉ぢて、止みにけり、と記したまへり、されば他力一味の安心を心得たるもの、甚だ稀なりしとを知るべし、實に元祖聖人の骨髓を得たまへるは、我が祖師聖人御一人なりといふべし、かたじけなく尊きことにこそ、承元々年二月、聖人御年三十五歳の御時、南都北嶺の僧徒等、浄土宗興行によりて聖道門廢退す、これ即ち空師の所爲ありとて、誣奏せしにぞ、師聖人は土佐國に流されたまひ、聖人は特に其の上足たればとて、越後國に左遷せられたまふ、罪名は、師聖人は藤井元彦、祖師は藤井善信なり、聖人後の時仰せられてのたまはく、大師聖人、もし流刑に處せられたまはずば、我又配所におもむかぬや、若我配所に趣かずんば、



何によりてか邊鄙の群類を化せん、是猶師教の恩致なり、と師徳に感じたまへり、それより五年を経て、順徳天皇建暦元年十一月七日、岡崎中納言範光卿をもて勅免おらせらる、時に聖人謝表を奉りたまふに、自ら愚禿某と署したまへり、されい之を見たまひて、陛下は寂感をくださせられ、侍臣は褒美せり、それより後ついに、自ら愚禿と稱したまへり、これを化身土の卷には、「僧にあらざ、俗にあらざ、この故に禿の字をもて姓とす」と仰せられたり、又自ら名を改めて、親鸞と名のりたまへり、(ある傳には、建暦二年春歸洛おらせられて、朝恩を謝し奉り、山科に興正寺を創めたまふといへり、此の興正寺といふは、今の佛光寺の本地なり)、聖人は凡夫化益の志切にましますれば、此後とても東北の諸國を巡化したまふこと、殆ど三十年、縁に隨ひて駐錫したまふと、或は一二年、或は五七年にて、常陸國稻田に寓せらるゝと最も久し、御年五十二歳、この地にて顯淨土眞實教行信證文類六卷を著して淨土新宗を開きたまひけり、實に是後堀河天皇元仁元年甲申の年なり、聖人古へ在洛の砌、觀世音菩薩の靈告により、數千万億の有情に對して、彌陀の本願を説き示

したまふ夢想を感じたまへり、この時仰せられてのたまはく、古の夢すでに今と符合せりと、嘉祿元年、下野國高田に一字を創めたまふに、喜捨の信徒頗る夥しく、伽藍速に成れり、後堀河天皇勅して專修寺の號を賜はる、(後伊勢に移轉せらる、今の一身田高田專修寺是なり)、貞永元年、聖人御年六十歳、京都に歸らんとて、相州鎌倉に至り、錫を駐めたまふと、暫時なりしが、時の執權職北條泰時の請を容れたまひて、新寫の大藏經を校合しまし、(き、それより東關の境を出で、花城の路に趣きまします途すがら、法を施し、衆生を化益したまふ、歸洛後四條天皇嘉禎元年四月、聖人御年六十三歳、一字を近江國野洲郡木邊といふ所に造營し玉ふ、四條天皇勅額を賜ひて、天神護法錦織之寺といふ、都に歸りたまひて後は、諸所に移住したまへりしも、多くは五條西洞院のあたりに幽棲したまふ、(思ふに松原の地にして、兼實公の別莊ならん)、新舊の道俗、男女貴賤となく、徳を慕ひて雲集せり、此の間に蓮位房夢想のとあり、御傳にのたまはく、建長八年丙辰二月九日の夜寅の時、釋の蓮位夢想の告にいはく、聖徳太子、親鸞上人を禮し奉りて曰はく、敬禮大慈阿彌佛、爲妙教流



通來生者、五濁惡時惡世界中、決定即得無上覺也、まかれバ祖師上人は、彌陀如來の化身にてましますといふと明かあり、と實にも尊かりしことにこそ、又入西房監察のとわり、御傳にのたまはく、御弟子入西房、聖人の眞影を寫し奉らんと思ふ志ありて、日頃を經しに、聖人其の志をかゝみて、仰せられてのたまはく、定禪法橋（七條邊に居住）に寫さしむべしと、入西房監察の旨を隨喜して、即ちかの法橋を召請す、定禪左右なく參り、尊顏に向ひ奉りて申さく、去夜奇特の靈夢をなん感じける、其夢の中に拜し奉りし聖僧の面像、今向ひ奉る容貌に、少しも違ふどころなし、といひて忽に隨喜感嘆の色深くして、自ら其の夢を語りて云はく、貴僧二人來入す、其中の一人のたまはく、この化僧の眞影を寫さしめんと思ふ志あり、願はくは禪下筆を下すべし、定禪問ひて云はく、彼の化僧誰人ぞや、件の僧答へて、善光寺の本願の御房これなりとのたまひしかば、定禪掌を合せ跪きて夢の中に思ふやう、さては生身の彌陀如來にこそ、と身の毛いよ立ちて、恭敬尊重をいたす、又御くしばかりを寫されんに足ぬべしと云々、かくて夢さめをばりぬ、然るに今此の貴坊に參りて見奉る尊容、夢の

中に見奉りし聖僧に少しも違はず、とて隨喜のあまり涙を流す、然われバ夢にまかすべしとて、今も御くしばかりを寫し奉りけり、夢想は仁治三年九月廿日の夜なり、意取と記したまひて、尙のたまはく、「つらく此の奇瑞を思ふに、聖人彌陀如來の來現といふこと炳焉なり、然ればすなはち弘通したまふ教行、恐らくは彌陀の直説といひつべし、と末世の我人、かゝる御法に逢ひ奉ると、ありがたしといふもさかしく思なり、弘長二年十一月下旬、押小路の南、万里小路善法院にて病に罹りたまふ、それより以來、口に世事を交へず、専ら稱名絶ゆるとなし、二十八日午の時、頭北面西右脇に臥して遷化したまへり、時に類齡九旬に満ちたまふ、遺弟龜を奉りて東山延仁寺に荼毘し奉り、遺骨を大谷に納めたりけり、聖人の御撰述は、教行信證文類の外、淨土文類聚鈔一卷、愚禿鈔二卷、入出二門偈頌一卷、和讃三卷、三經往生文類一卷、尊號眞像銘文一卷、一念多念証文一卷、唯信鈔文意一卷、法語數十篇等なり、御滅後十一年、季女覺信尼公、御孫如信上人、共に謀りて大谷の墳墓を改めて、吉水の北の邊



に遺骨を掘り渡して、佛閣を建て、影像を安置したまへり、(智恩院塔中崇泰院の記にいはく、本地往古は大谷の域内に在り、眞宗の開祖親鸞聖人の舊址なり、其のはじめ龜山天皇文永九年、親鸞の遺骨を此の地に移し、廟堂佛閣を献立し、結構美麗を極めたりと)、龜山天皇、久遠實成阿彌陀本願寺の號を賜ひ、勅願所としたまへりき、明治九年十一月二十八日、今上天皇、勅せさせられて聖人に見眞大師の諡號を賜ひさせらる、

附 祖師聖人御弟子の傳

性信房

武藏國東京市淺草區北清島町高龍山

報恩寺

俗名は與四郎といひ、姓は中臣氏にて、常陸國鹿島の人なり、報恩寺の傳に因るに、此の人勇力人に勝りて、其名遠近に聞えたり、然るに十八歳の時何にか感ずる所ありけん法然聖人に、黒谷に謁して專修正行の深旨を會得したりしが、法然聖人の命によりて、祖師聖人の直弟となり、常隨昵近し奉り、信敬日に深く、道德衆人に超え

たり、祖師聖人御自作の御眞影及御眞筆の執行信證文類等を賜はられけり、(顯誓の記にいはく、横曾根性信坊、申し請けたまひし木像の御影は、寶治のころ、七旬有五の御時と申し傳へ侍る、御頸巻はこれなし、左の御手には、御數珠、右の御手には拂子の如くなるものを持たせらるどしるせり)、建治元年七月十七日八十九歳にて入寂せり、(附けていふ報恩寺は往古眞言宗の巨刹にして、摩耶山大樂寺といふ、弘法大師の創立なり、其の後頽廢に及べりしを、性信房祖師聖人の命により、其の遺趾に堂宇を立て、專修念佛の道場とせらる、眞成報佛恩の言によりて、寺號を報恩寺と稱す、後慶長七年江戸に移り、徳川家より御朱印地三十石餘を賜へり)、

眞佛房

高田專修寺派祖

眞佛房は 柏原天皇の末孫鎮守府將軍平國香の後胤、上野眞壁の人なり、十七歳の時、祖師聖人につきて薙髮す、聖人のたまはく、家は榮へ、年の若きに、佛門に入ると、眞に佛法に因縁深き者なれば、眞佛といふべし、と仰せられけり、聖人流刑を赦されたまへる後、此の人に命せられて、山科眞正寺に住せしめたまふ、貞永元年又命



して専修寺に住せしめたまへり、聖人御歸京の後専ら關東の弘教を事とせり、高田専修寺の傳にいはいはく、貞永以後本寺の職を執り其の後東奥に遊化す、四遠の道俗其の教勸により、徳化に浴する徒少からず、よりて門弟自ら一派をなし、之を眞宗高田派とす、祖師聖人御法語中にも、此の人に特付したまへるもの少からず、實に御門弟中の巨擘なると、推知すべきなり、

顯智房

高田専修寺派第二祖

年幼き時神童の譽あり、初め眞佛房の弟子となり、善導元祖の宗義を學び、後祖師聖人に従ひて、他力不共の妙旨を會得し、眞佛房の委嘱にまかせ、専修寺の法務を繼ぎしも、常に聖人の隨從をなし、聖人の慈誡に従ひて、少しも違ひざりき、といふ、(御一代聞書に、此の人祖師聖人の御許に参りて、今度の既に御目にえか、れじと存じ候處に、不思議に御目にかゝり候、と申されしか、そのいかにとの仰に、舟路にて難風にあひ、迷惑せし由申さる、聖人仰せられしに、「それならば舟にの乗らるまじきものを」との仰に、其の後御詞の末にて候とて、一期舟に乗られず、又昔に酔ひて

御目におそくかゝられし時も、かくの如く仰せられき、とて一期受用なかりき云々と記されたり、師教に順はんと、かくあらまほしきとなり、

道圓房

常陸國久慈郡河合村

大門山 枕石寺

俗名の左衛門尉頼秋といひ、江州日野の人なり、藤原氏にて、日野頼秀の苗裔なり、故ありて常陸國大門村に潜居す、建保五年祖師聖人其の地を行化したまへりしに、一日雨雪すさまじき晩景、此の人の家に一宿せんとを懇請したまへるに、主人固より佛法を好まざりければ、情なくも聖人の請を容れず、聖人せん方なく、其の門傍にて石を枕にして、露臥したまへり、其の夜頼秋の夢に、異僧來て告げていはく、最も尊敬すべき貴僧門前に居たまへり、何とて屈請せざるかと、主人夢覺めて、大いに驚き怪しみ、門を出で、窺ふに、聖人睡眠中の呼吸殆ど稱名の聲なり、之を見聞して邪見を翻し、聖人に請ひて、慈訓を仰ぎ弟子となり、後其の宅を捨て、寺となせり、即ち枕石寺なり、

明法房

常陸國那珂郡米崎松原

上宮寺



常陸那珂郡東野尾村の人なり、始め修験道を學び、播磨公辨圓と號す、承久二年聖人の弟子とある、其の事御傳鈔に詳なり、即ちのたまはく、一人の僧(山臥と云々)ありて、動もすれば佛法に怨をなし、結句害心をさしはさんで、聖人を時々うかひたてまつる、聖人板敷山といふ深山を常に往返したまひけるに、彼の山にして度々相待つといへども、更に其節をとげず、つらくこの參差を案づるに、頗る奇特の思あり、仍て聖人に謁せんと思ふ心つきて、禪室に往きて、尋ね申すに、聖人左右なく出で合ひたまひけり、即ち尊顔に向ひ奉るに、害心忽ちに消滅して、剩さへ後悔の涙禁じがたし、やゝ暫くありて、有のまゝに日來の宿鶴を述すといへども、聖人又驚ける色なし、立所に弓箭をさきり、刀杖を捨て、頭巾をとり、柿衣を改めて、佛教に歸しつゝ、終に素懷を遂げき、不思議ありしとなり、明法房是なり、と建長三年十月十三日年六十八にて入寂せり、

成然房

上野國群馬郡前橋立川町

妙安寺

俗姓は藤原氏九條幸實と稱す、承久元年勅勘を蒙り、下總國一の谷に配流せらる、

祖師聖人常陸國を行化あらせられし時、幸實親戚の縁あるをもて、屢聖人に謁し、つひに宗義を會得し、隨喜のあまり弟子とあり、法名を成然とたまふ、天福元年下總國猿島郡三村に一字を建て、妙安寺といふ、聖人關東の御門人へ、紀念としたまへりし御自作の御眞影を安置す、其の後天正八年同寺十五世成空、武藏國川越に移り、又慶長八年上野國群馬郡前橋に轉ず、御附屬の御眞影は、家康公の台命により、大谷派本願寺に奉送せり、

定信房

常陸國那珂郡額田南郷

證據山 阿彌陀寺

定信房は近江國大津三井寺の學頭、慈慶坊堯範阿闍梨といひて、學問勝れたりしも、建保六年祖師聖人に歸して、弟子とある、道德衆に超えたり、聖人建保二年七月茨城郡大山村に一字を建てたまひ、貞永三年御歸洛の際、それを此の人に附屬したまへり、即ち附彌陀寺是あり、

唯圓房

常陸國久慈郡谷河原村

鳥喰山 西光寺

唯圓房は、俗名伊豫守橋本綱守といふ、武藏國檜山の城主なり、祖師行化のとき、教



に歸し徳に懷きて弟子となり、法名を唯圓房寂照とたまふ、建保三年三月二十日常陸國那珂郡豊喰村に一字を建立せり、即ち西光寺なり、正應元年冬京に上りしに此の人鴻才辯説の譽ありければ、覺如上人法門の疑難を質したまへりきといふ、

順信房

常陸國鹿島郡下富田村

光明山 无量壽寺

鹿島神社の神官、片岡尾張守信親、祖師聖人行化のとき、其の教を信じ、弟子となり、法名順信房と賜はり、建保三年今の地に一字を建て、聖人より寺號を頂き、御眞筆の光明本尊をも賜はれり、

西念房

下總國猿島郡邊田村

極樂山 西念寺

西念房は源義家の後胤信濃國高井郡井上の城主次郎滿實の孫三郎貞親といふ、聖人に歸して弟子となれり

信樂房

下總國岡田郡新地村

新提山 弘徳寺

信樂房は姓は平氏、相馬三郎義清といふ、世の無情を觀じ道心を發し、時しも、祖師聖人越後國より常陸國に越之行化したまへる際自宅に屈請し、聞法隨喜して弟子とな

り、法名を信樂房と賜はり、自宅を改めて佛閣とす、弘徳寺是なり

乘念房

常陸國新治郡柿岡村

歸命山 如來寺

乘念房の鹿島神官從六位下彌宜長宮尾張守と申し、が、建保二年冬、霞ヶ浦信太の草庵にて、祖師聖人に謁し御教化を受けて、弟子となれり、此の草庵は祖師聖人、建保二年三月霞ヶ浦の海中より、彌陀如來の御木像を感得したまひて、結ひたまへる草庵なり、然るに聖人同地御出立のをりには、感得の尊像を持佛としたまひて、同寺には、聖人手づから御彫刻の立像を止めたまへり、

二十四輩のこと

改邪鈔には二十餘輩と仰せられてあり、貞永元年壬辰八月、如信上人の三十三年忌辰法會を修せんため、覺如上人大綱へ御下向の時、集まりし祖師

聖人の御弟子の中、師教を誤らず相傳せらるゝ人、二十四人を空信法師へ仰せられて、書記せさせたまへり、其の衆の子孫を二十四輩の血脉といふ、其名は

- 性信 眞佛 順信 乘念 信樂 成然
- 西念 證性 善性 是信 无爲信 善念



信願	定信	道圓	入信	念信	入信
明法	慈善	唯佛	唯信	唯信	唯圓

の二十四人なり、

第二代 如信上人の御傳

如信上人は宗祖聖人の御孫、父は善鸞法師、母は某氏あり、四條天皇延應元年に生れたまふ、父の善鸞法師の、祖師聖人の第三子にあらせられしも、師父の教に違はせられし所ありければ、法嗣となりたまふとかなはず、然るに上人は、幼き時より祖師の御膝下に侍りて、教を受けたまへりしかば、祖師の風をうけつがせられ、徳行いみじくおはしましきといふ、文永九年叔母覺信尼公と謀りて、祖廟を建てたまひしとは上にいへり、其の時上手つから祖師の御眞影を彫刻し奉り玉ひて安置したまふ、即ち常磐の御眞影と申し傳はる、此の年より本願寺の住職となりたまふ、時に御年三十四歳、まもなく、從弟覺慧法師を本廟の留守として、御自は遠く東國に行化したま

ひ、陸奥國大綱東山といふ所に至りて、教義を弘め、願入寺を建てたまふ、遠國近國の徒歸依せざる者はなかりき、さて毎年十一月の御正忌には、千里を遠はしとせずして、京に歸りて法會を修したまふ、祖恩に報謝したまふことの並ならぬを伺ひ奉るべし、ある年、從姪覺如上人を法嗣として、大谷の事を委ねたまひ、御自は大綱東山に隠居したまひぬ、此所より西へ五里ばかり隔りて、金澤といふ、地に乘善といひける者ありけるが、淳く御教に歸し、師恩を辱みて、正安元年十二月下旬上人を金澤の草庵に請待し奉り、朝夕に教化を受け、奉事最も厚かりき、翌くる二年正月、此地にありて、病に罹りたまひ、俗事を絶ちて専ら稱名念佛怠りたまふと云く、四日己の刻に御遷化あらせられけり、御年六十二歳、歴住二十九年あり、大綱の遺跡今に尙存せり、白河郡白河常瑞寺是ありといふ、上人かつて祖師聖人の御意に違へることを傳ふる宗徒の多きを歎かさせられ、親しく祖師に聞かせたまひし語を録して、一書を成したまへり之を歎異鈔といふ、



第三代 覺如上人の御傳

覺如上人は、御名は宗昭、別に毫攝と號し玉ふ、宗祖大師の曾孫、如信上人の從姪なり、父は覺慧法師、母は中原氏、周防權守光重の女、龜山天皇文永七年十二月二十八日、京都三條富小路に生れたまふ、廣橋中納言兼中卿の猶子たり、父覺慧法師は、如信上人より大谷御本廟の留守を托せられたる御方にて、祖師聖人の季女覺信尼公、日野廣綱卿に嫁きて生み玉ひし所あり、廣綱卿の父は信綱卿、信綱卿の父は祖師聖人の養父且は伯父ある範綱卿あり、上人御年三歳の時、母上病氣にちやみたまふ、上人幼心に之を憂ひたまひ、聲立て、泣きたまふ、母上つひに身まかりたまひしにぞ、哀慕しますと、成人も及ばざる程ありける、實に上人孝養の志深きこと其の天性に出でたるあり、上人生れたまひしより、泣きたまふとては甚だ少く、五六歳に及びたまひて、他の童と遊びたまふにも、戲謔を事としたまはず、何處となく老成人の風ありき、されり其頃世に宗祖聖人の再誕と稱し奉りきといふ、一日のときかや御父の許

に居たまひしに、さる人來て、御父に平生の無音をわびて曰はく、我が父このほど盜人の嫌疑を蒙られしにぞ其を雪がんとて、彼地此地に奔走し、それが爲無沙汰に過ぎたりき、と其の人用事終りて歸られたる後、傍に侍りし人たち、互に語らひけるの彼の人無音を謝せられたるの實によし、さりて父の事を言はれしうたてし、と言ひしかば、一人ありて、其の咎めたまふを、彼の人正直なる性質なればこそ、僞なく實を告げられけるなれ、ともぞきしかば、上人始めて仰せられけるやう、正直も品にこそよれ、なにとて父のよからぬ事をあらはすべき、どのたまひしかば、人皆感じあへりけり、時に御年僅に五六歳、文永十一年の秋、御年五歳にて、和漢明詠集を讀み、まもなく、四書論語孟子を讀ませられけり、それより外典をバ時の鴻儒大内記藤原業範につきて學び、内典をハ長樂寺の長老澄海に従ひて學びたまふ、幾程も立たざる俱舎頌三十卷を誦誦じたまへるにぞ、師の房大に驚嘆しく、己が師ある敬曰房の撰まれたる初心抄五卷を興へられける、時に建治三年八月十六日御年僅に入歳なり、弘安中寺門の上綱淨珍等につきて顯密の奥義を究む、學才特に秀でたまひしかば、淨珍感じ



て亦本尊聖教を授けらる、かゝりしかども、上人驕りたまはず、容貌端嚴にましまし  
かば、衆僧も嫉むものあかりけり、弘安九年十月二十日、攝津原殿の禪房にて得度  
し玉ひ、南都一乘院信照大僧正の門侶とありたまふ、又西林院行寛法印に従ひて、  
法相宗を學びたまふ、此のこゝく鑽仰怠りたまひざりしかば、聲譽遠近に聞ゆ、され  
ども聖道難行の法門とても末代の機に適はず、と思召し知りしかば、志を淨土易行に  
よせ、翌くる十年十一月十九日の夜、直に學びし所を棄て、如信上人に謁し、眞宗  
の要訣を受け弟子とありたまふ、時に御年十八歳あり、正應三年父覺慧法師に従ひて  
關東を遍歴し、宗祖の遺跡を拜したまふ、兩三年を経て正應の末年に歸京したまひ、  
猶他山の石を拾ひて、我が山の法玉を磨かんものを、と志し、洛東安養寺の彰空に  
つきて、西山の法門を學び、慈光寺の勝縁に逢ひて、一念義を學び、幸西の著述鈔疏  
圓頓一乘觀經義畧を傳はらせられ、又隣坊禪日房良海(先に師事したまひし澄海の弟子)  
料簡指心偈持支鈔を傳はらせられ、又隣坊禪日房良海(先に師事したまひし澄海の弟子)  
が、相傳の寺地を沽りて、我が祖廟へ寄せし時、敬曰澄海兩師の章疏をも、併せて上  
人に奉じたりけるにぞ、師授を假らずして長樂寺の義をも解し、又光明寺了然に従ひ

て、三論宗をも學びたまへり、永仁二年報恩講式一卷を編したまふ、時に祖師聖人三  
十三年忌辰に當れり、三年祖師の御傳繪二卷を著したまふ、(宗舜といへる者に繪を書  
かしめらる)、辞藻富麗、諸派競ひて之を傳ふ、正安二年如信上人奥州にて入寂あらせ  
られければ、喪を聞いて懇ろに佛事を修したまふ、時に御年三十一歳、同三年吉水本  
傳九卷を著はしたまふ、事迹精微、諸傳に冠たりといふ、徳治二年父覺慧法師入寂せ  
られしかば、哀傷殊に甚しく、懇ろに法會を修したまふ、同年陸奥に行き、延慶元  
年に歸京、法興院街に居たまふ、是の歳 後伏見上皇大谷の堂地附與の 宣旨を賜  
はせらる、されども猶三室戸に退居したまへり、宗祖聖人の五十年忌法會を勤めさせ  
らる、應長元年越前に下向し玉ひしかば、異執の徒、如道、信性、行如等、歸依し奉  
る、正和元年如信上人の十三年忌辰なりければ、前年の冬より氷雪を侵して、遙に奥  
州に趣き、金澤と大綱と二ヶ所にて法會を行ひたまへり、三年京都の西、桂川の畔、  
川島の里に一字を建立し、久遠寺と名づけたまふ、四年御自詠の御歌を一千首集め  
て二巻とすし、閑窓集と名づけたまふ、いづつの間にか、轉じて仙洞御所に入り、



天覽に備はりしかば、遠近傳へて美談となしぬ、元應二年春興正寺の了源参りて教を受けらる、元弘元年十一月、丹波の僧清範といふ者、學顯密に涉り、智辯一世を驚かす學匠なりけるが、一朝上人に歸依し奉りて、眞宗の要法を承り、名を乗專と更め己が寺を上人に奉りて毫攝寺と號す、これ上人の別號に取れるなり、上人其の需に應じて、口傳鈔三卷を著したまふ、同二年六月鎌倉征夷大將軍守邦親王、令旨を賜ひて、本願寺并に久遠寺を祈禱所としたまふ、元弘二年正月、前住如信上人の三十三年忌に當れりければ、上人奥州大綱に東下したまひ、佛事を修したまふ、時に異執の徒ありて、正宗を濫りしかば、貞永元年聖人の遺弟二十四人を選ひて、約を立て、異解を禁じたまふ、世に二十四輩と稱する是なり、建武三年兵乱を近江國に避けたまふ、この時大谷の堂宇兵燹に罹る、建武四年又乘專の請により改邪鈔二卷を著して、宗徒の僻執を斥けたまふ、延元二年春歸京して久遠寺等の諸處に居たまふ、同三年再び大谷を營みたまひ、翌年落成せしかば移住したまふ、時に御年六十八歳なり、自ら祖師の眞影を刻みたまひ、御本廟に安したまふ、觀應二年正月十七日、夕方より御不例、

自ら此の度は往生と覺えたまひしかば、醫藥を口にせず、唯稱名念佛して、十九日酉の刻、頭北面西にて睡るが如く往生遂げたまふ、御年八十二歳、歷住四十二年なり、上人の御時に御當流の法義、彌々精粹に入り、信徒益々多くなれり、著させられし御聖教は、口傳鈔三卷、改邪鈔二卷、執持鈔、本願鈔、願々鈔、最要鈔、出世元意、各一卷拾遺古德傳九卷、等あり弟子に乘專、道源、有昭、善教、覺淨等あり、中にも乘專を最も英とす、後文和元年十月、最須敬重繪七卷を著して、上人の御事蹟を記し奉れり、上人に二男一女あり、長を光玄と申し、常樂臺を建て、其處に居たまふ、次は慈俊と申し、慕歸繪詞を作り、父上人の御事を詳に述べたまへり

附 存覺上人の御傳

存覺上人御名は光玄、童名は光日應、覺如上人の嫡子、母は播磨局、伏見天皇正應三年六月四日御誕生、前伯耆守親顯養ひて子とし、親綱と名け、從五位下に叙せらる、時に御年八歳、親顯の没せし後には、冷泉親業之を養ふ、嘉元元年十月御得度法名與



親、又は光顯といふ、父覺如上人、祖父覺慧法師の膝下に在りて、親しく眞宗の要義を承け、又南都興福寺東大寺等に歴遊して、華嚴法相等を學び、尙も叡山に登り、尊勝院立智に従ひ、天台宗の奥義を究め、つひに青蓮院慈道和尚の門人とありたまへり、尊勝院光慧は上人の英敏におはせるに感じ、慕ひまゐらせて、請ひて兄弟の約を結ばる、同三年二月六日日野中納言俊光卿の猶子となり、名を光玄と改ためらる、俊光玄智の二名の偏を取られたるあり、徳治二年御年十八歳にて、十樂院講師の選に當れりしも、祖父覺慧法師の喪に會ひ、辞して就かれざりき、覺慧法師曾て命して尊覺房と稱せしめたまふ、後中山の宮の御名 (順徳天皇第五子尊覺法親王) を避けて、存覺と改めたまふ、應長元年五月、父上人越前を行化したまふに従ひて、大町如道致行信證文類の傳承を請へりし時、父上人の命を奉じて、如道に之を授けらる、正和三年春父上人尾張に趣きたまへるに従はる、此の年の秋、父上人寺務を属したまふに、固く辞せられしも、許し玉はざりければ、詮なく十二月二十五日に之を受けらる、時に御年二十五歳なり、元應二年春空性房了源、父上人の許に参りて、宗義を問ひしかば、上人に就き

て學ばしめたまふ、上人持名鈔を著して之に授けらる、元享二年五月 禁裡にて最勝講を修し玉へる時、錦小路僧正に 詔 せさせられて、導師としたまふ、僧正、上人をぬき出で、初座に着かしめられしに、上人表白文を作りたまふに、僅に一夕の間に成れりしかば、僧正の感悦斜ならざりき、元享以後法門につきて、父上人と稍趣を異にせらる、所あり、それより處々に歴遊し、暦應元年宗徒の請に依り備後に至り、守護職某の館にて、日蓮宗の徒と宗義を對論し、悉く説破す、敵する者皆理に服す、これによりて宗風大に振ふ、此の時決智鈔、步船鈔、法華問答等を作らる、此の年九月京都に歸らる、其の後父子の親交舊に復る、此の時より前に、上人一字を大宮街に創めて、常樂臺と名づけられ、後多く此に住せらる、(常樂臺第五世蓮覺光信の時、蓮如上人の命により常樂寺と改む)、貞和三年錦織寺慈空法師、上人に謁し、宗乘を學はる、世に傳ふ此年冬伊賀に趣し歸り途に大和國向淵村を過ぎ馬場の長者の宅により玉へば、老いたる尼ありて上人を見て凡人ならずと信じ、長者に告ぐれば、長者の大に喜びて駐錫を請ふ、上人允さる、さて明るる年、長者鏡餅を奉りければ、斯



の儀末の世まで渝らずといふ、上人こゝに一字を創め正定寺と名づけ、後應安三年三月に畫工増賀といふ者に、彌陀如來の尊像、及法然上人祖師上人の御像を畫かしめて、之を村民に興へたまふ、村民愈々崇信せりと、觀應二年正月覺如上人遷化あらせらる、四月七日畫工某に命じて、覺慧覺如兩上人の御像を寫させて、自ら其贊を作り玉ふ、七月七日綿織寺慈空法師、寂に入らんとする時、遺命して上人を請ひて其の席を繼がしめんとす、上人衰老を以て辞し、季子綱嚴に代りて往かしめ玉ふ、文和二年八月、大宮の坊を今小路に遷す、同三年此所に新歲を迎へ、朔御本寺に詣でらる、翌二日に宗主善如上人、父從覺法師と常樂臺にゆきて、新年を賀したまへりしが、遂に恒例となり、蓮如上人の御時まで然なりきといふ、ある傳に十月二十七日夜上人の御夢に、祖師上人椅子に倚りて掌を合せ、上人に對ひて、如來所以興出世、唯說彌陀本願海、五濁惡時群生海、應信如來如實言、能發一念喜愛心、不斷煩惱得涅槃、凡聖逆誘齊廻入、如衆水入海一味、といふ八句の文を唱へ、且つ告げてのたまはく、此は眞宗の要義なり、斯の旨を説きて門業を勸化すべし、と上人身の毛いよ立ちて、之を拜聴し

たまふに、夢さめぬ、感喜のあまり、やがて畫工淨耀に夢に感せし祖師上人の尊容を寫さしめ、自ら彼の八句の偈文を其の上に書し、父上人より賜はられし舍利を軸中に藏めて、之を安したまふ、延文四年十一月御年七十歳、姪善如上人の囑により、宗祖歎徳文を撰び、報恩講式の後に續けらる、後五年祖像を刻みて、之を常樂臺に安せらる、毎年正月元日丑の刻、盞を御像の前に置き、上人自ら銚子を携へ、酒を注ぎて之を供へ、さて之を拜して飲み玉ふ、是世間の賀儀に倣はれしなり、つひに本山の永式となる、この年八月、六要鈔十巻を著して、祖師上人の教行信証を釋したまふ、應安六年二月下旬疾にかゝり、同廿八日辞世の頌、念彌陀佛、今詣西方、形名頓絶、生死永亡、と和歌「今はやひとよの夢となりけりゆき、あまたのかりのやとく」、とを書して正午の刻、北面面西にて念佛の聲絶えましぬ、壽八十四歳、

第四代 善如上人の御傳

善如上人、御名は俊玄、童名光養磨と申す、覺如上人の御孫にて、慈俊法師の長子なり、



光嚴天皇、正慶二年二月二日に生れたまふ、初の御名は宗康と申し、從五位下に叙せられ、伯耆守に任せられたまふ、書を善くせさせらる、後權大納言日野俊光卿の猶子となりたまふ、得度し玉ひて其後權大僧都に任せられ、覺如上人の法嗣とあり文和元年住職となりたまふ、延文四年伯父存覺上人に請ひて、宗祖歎徳文を著さしめ奉りし、報恩講式の後につけて、宗祖忌日奉讀に供へられぬ、康安元年祖師上人の一百年忌辰に當り、法會を修したまふ、康應元年二月二十九日往生したまふ、御年五十七歳、歴住し玉ひしと三十八年なり、

第五代 綽如上人の御傳

綽如上人、御名は時藝、又堯雲と號し玉ふ、善如上人の御子なり、觀應元年三月十五日に生れたまふ、幼名を光徳應と申し、權大納言日野時光の猶子となりたまふ、御得度の後權大僧都に任せられ、善如上人御遷化あらせられし時、御歳四十歳、翌明徳元年住職となりたまふ、幾程もあく、職を法嗣巧如上人に委せて、越中國杉谷といふ所

に居まし／＼けり、此の年の春どかや、異邦より 朝廷に書を奉れり、其の書中に記せる辭の、いたくかたくなに、むづかしかりければ、誰とて得讀む人なかりけり、勅せさせられて、讀まるべき僧侶を諸寺に求めたまひしに、青蓮院道圓和尚は、上人こそよく讀まるべけれ、と奏問せられしかば、即 勅命して讀ませられければ、上人謹みてこれを讀み上げたまふに、詞といひ、義といひ、氷の釋くるが如く判然しければ、後小松天皇其の博學を賞せさせられ、特に 詔して周圓上人といふ號を賜はる、天皇又上人に 勅して、宮中にて無量壽經を講せしめたまひ、賞として聖徳太子の御肖像と、巨勢金岡の畫きし太子傳繪八軸とを賜はる、かゝりしかば、一寺を越中國礪波といふ所に建立して、之を安置したまふ、此の寺建立せんとて、上人礪波に往きまし、かば、乘りたまへる馬忽ちに嘶きて、靈泉涌き出でしにぞ、此の所に堂宇を建立したまひける、此のと 朝廷に聞えければ、勅して瑞泉寺といふ號を賜ひ、命じて勅願所としたまふ、又礪波を改めて井波としたまへり、同四年四月二十四日めでたく往生遂げたまふ、御年四十四歳、歴住したまひしと四年なり、上人御在世の砌、下間



氏を撰びて御堂衆とし、祖師上人の御愈の開閉を司らしめたまふ、此下間氏より、蓮位房の後裔にて、世々本廟の務を執り、威望ありしにぞ、此大任を負せられける、

第六代 巧如上人の御傳

巧如上人、御名の玄康、綽如上人の御長男なり、永和二年四月六日に御誕生、童名の多賀麿と申し、權大納言日野資康卿の猶子たり、御得度の後に權大僧都に任せられたまふ、應永元年御住職とありたまひ、證定閣と號し奉る、同十八年祖師上人の一百五十年忌の法會を修したまふ、永享十二年十月十四日御遷化、御壽六十五歳、歷住し玉へると四十七年なり、

第七代 存如上人の御傳

存如上人、御名の圓兼、巧如上人の御嫡子、後小松天皇應永三年七月十日に御誕生遊ばされ、大納言廣橋兼宣卿の猶子となりたまふ、御得度の後、權大僧都に任せられ、

嘉吉元年住持の職を承け継ぎたまふ、永享十年八月法嗣蓮如上人に、淨土眞要鈔を寫せしめたまひ、又ある年に、同じく破邪顯正鈔を寫さしめたまひ、並に數語を卷の尾に書し、且華押して、眞宗の正典たることを証したまへり、御當代には世の變遷により、眞宗稍衰へて、一流の法義をうつくしく心得たる人尠し、上人之を歎き玉ひしもせんすべなく、法嗣蓮如上人の興法に志し玉ふを知りたまひて、深く他日に望みたまひけり、長祿元年六月十八日御遷化、御壽六十二歳、歷住したまひしこと十七年なり、

第八代 蓮如上人(慧燈大師)の御傳

蓮如上人、御名は兼壽と申し、存如上人の御長子あり、後小松天皇應永廿二年二月二十五日に生れたまふ、童名は布袋丸、後には幸亭丸と申す、幼き時よりはや人に勝りたる才智をあらはしたまふ、同二十七年十二月二十八日上人御年僅に六歳母上は、此の稚き上人に向ひて告げたまはく、兒よ、心して妾がいふことを聞きたまへ、我が



御教は此の頃いとも衰へにければ、勉めて之を再興したまへ、兒ならでは、之を再興せしむる人無かるべし、年齒ゆかすとも、妾が此の言を記憶之居て、ゆめく忘れたまふも真宗の御教の衰へたるをひきかこしたまはんは兒のつとめなるぞ、といと懇ろに説きて出でたまひしま、何處へ行きましくしか、更に知れざりければ、上人此の日を以て母上の命日として、孝志を盡したまふ（或は傳へて、此の母公を觀世音菩薩の御化身といへり）、これより上人、幼心にも母公の言を忘れたまはず、永享元年御年十五歳、いかにもして御法を興復せんと思ひ立ちたまへり、同三年中納言廣橋兼郷卿の猶子となり、青蓮院尊應和尚の室に入り、御得度遊ばされ、兼壽と稱したまふ、それより以來、學問に専ら骨身をくだき、暑さ寒さのいとひあく、勉めたまへども、人の譏をさけんとして、深くつゝみかくしたまへり、御年三十にならせられし頃には、真宗興隆の時機漸く熟しければ、文安四年五月御年三十三歳、關東に行化したまふ、（御弟子教俊、性従、性慧、琮俊、慶乘、心光、良珍等従ひきといふ）、寶徳元年御年三十五歳、北國を巡化したまふに、道化盛に行はる、長祿元年六月存如上人御遷化遊ばさるゝに

も、上人の興法の志甚だ盛なるを見て、頼もしく思召したまふ、時に上人の繼母海老名氏は、次氏應玄法師を後住職とせんとせられしも、叔父宣祐法師、堅く存如上人の遺命を守りて、従はざりければ、上人つひに住職となりたまふ、御年四十三歳の時なり、後復東北に行化したまふ、寛正元年六月近江國金森の道西の懇請にまかせて、正信偈大意を著したまふ、此年より以來、末代の劣機を嘆みたまひて、讀み易く、解し易き假名文もて、法語を著して、門徒に與へ、又は衆人に讀み聞かしめたまふ、實に是今日拜讀し奉る御文にて、末代凡夫往生の手鏡なり、同二年十二月始めて、御壽像を、堅田浦なる法住の道場に授けたまへり、六年正月九日（或は十日といふ）叡山西塔の僧徒、真宗の興隆を惡み墮り、忽ちに來て、大谷の堂宇を毀ちしかば、上人佛祖の御影像を奉じて、此の難を近江國大津に避けて、近松の里に居たまふ、應仁元年堅田に移り、又三河國にゆきて、土呂といふ所に本宗寺を建てたまふ、此の年上人御年五十四歳、本廟の住職を法嗣順如上人に譲りたまふ、文明元年大津に還りて、三井寺の南別所にて、顯證寺を創めて、御眞影を安置したまふ、同二年攝津和泉に行化



し、三年四月北陸に巡化したまひ、七月一字を越前國吉崎といふ所に建て、専ら二  
諦相依の宗義を弘通したまふに、加賀、能登、越中、越後、信濃、出羽、奥州、の門  
徒雲の如くに集り、守護職朝倉敏景も亦深く歸依し奉れり、同五年上人、さきに叡  
山の僧徒の亂暴に懲りたまへば、此度も宗風盛に興りて、他寺に妬まれやせん、且雜  
衆の濫入せんも詮ずし、とて諸人の出入を禁じたまへり、三月正信偈和讃を櫻木に鏤  
めて、諸人に分ち、舊儀の六時禮讚に代へて、勤行の式となしたまふ、ついに永世の  
式となりぬ、六年三月二十八日吉崎の堂宇焼けぬ、俄の事なりしかば、本向坊了顯火  
中に入りて、祖師の聖教を求めたれども、出でん方なかりければ、我が腹をさきて御  
聖教を藏めて、火難を免れしめ奉りき、といふ、世に之を腹籠の聖教と申す、命を  
捨て、御聖教を守られし本向坊の志の程、いと有りがたくこそ思はるれ、七年八月  
舟に乗りて若州小濱につきたまひ、丹波攝津を経て、河内國出口に至りまして、光善  
寺を始めたまふ、又攝津國富田に教行寺を創めたまひ、時々ゆき來したまへり、八年  
三月紀伊に行化したまふ、或る傳に、此の時冷水浦に喜六太夫といふ者ありけり、岩

屋の觀音薩埵の靈告に感じ、上人を邀へ奉りて御教化を仰ぎ、感銘のあまり、宅を  
捨て、寺となしぬ、今の鷲森別院是なり、九年十月金森道西祖師堂を再興せんことを  
上人に御勸め申し、かば、十年正月山科野村に寺地を擇び、十一年土木を興し、十二  
年に祖師堂成就したりければ、大津近松に在ます御眞影を遷し奉りて安置す、(寛  
正六年より今年まで、大凡十六年間、近松に居たまへり)、十三年六月、本堂も亦成就  
せしかば、落慶式の法要を行ひたまふ、(山城名勝志に、此御堂の盛大なることを記して  
いはく、山科本願寺は寺中廣大、在家も亦洛中に異ならず、と)此の年佛光寺の經豪、  
寺を去りて上人に歸依す、其の徒弟も從へる者少からず、(末寺六坊等)名を蓮教と改  
む、古へ祖師聖人の山科に創めたまひし興正寺は、後澁谷に移り、後醍醐天皇より  
佛光寺の號を賜へり、されば蓮教一字を竹中莊に營みて、舊號の興正寺と名けたりき、  
越前横越証誠寺の善鎮歸依す、名を正闡坊と賜ふ、十五年五月二十九日順如上人御遷  
化、願成就院と號す、歴住したまひしこと十六年間なりしも、故ありて世次に列せず、  
かゝりければ上人再び住職したまひ、延徳元年御年七十五歳にて職務を法嗣實如上人



に譲り、別堂に隠居したまひ、信證院と稱したまふ、歴住したまへること三十三年なり、隠居したまひしも、教化には愈々力を盡したまひ、明應の初年には播磨國英賀に本徳寺を創め、又大和國飯員に本善寺を創めたまへり、同二年木部錦織寺の勝慧、歸依せしにぞ、名を勝林坊と賜ひ、城州三栖坊に居しめたまひ、後下市願行寺の主としたまへり、三年十一月例年の通り御正忌を修したまひし時、御弟子空善房會に預り、廿四日の曉、御眞影の前にて坐匿しつる夢に、師上人、御影龕の後より出でたまふ、其の御姿は全く御眞影に同じかりければ、御影龕の中は如何と拜みしに、御眞影は見えたまはず、と思ふうちに、夢覺めけり、さては上人は愈々祖師聖人の後身と、忝く思ひ奉れり、又ある年のとどか、關東の人、祖師聖人の必蓮如上人とありて、世に出興したまはんといふ、未來記をさし上げたる者もありきとかいふ、五年九月攝州大阪に別院を創めたまひ、隠居の所にあてたまふ、此の時地をならしけるに、古の礎地中よりあらはれにけり、又水に乏しかりければ、上人の仰に従ひて、地を穿てば清水涌き出できといふ、同七年四月病に罹りたまひければ、翌八年二月山科に歸りた

たまふ、病中諸子に對して興法の艱苦を述べ、且爾後戦々兢々の思にて成を守れど誠めたまふ、三月に入りてより連日食事を絶ちたまへるにより、身体はやせたまへども、心性清く爽かに、耳目は敏きこと常に越えたまへり、七日新に裁てる淨衣を着し、輿に乗りて、先本堂に詣で、次に御影堂に入りて、拜謁暇乞したまふ、見聞の人涙を落さるる者なかりき、さて病牀に還りて、辞世の歌二首を詠じたまふ、「我死せばいかかる人もみなどにも雑行すて、彌陀をたのめよ」やそぢいつ、定業きはまる我身かな明應八年往生こそすれ、九日弟子の龍玄に御自作の御文を讀ませて、聞きましたすと五六度深く御心をかけさせられたりき、十日御自ら病中の御姿を寫して、賛をも併せて書したまふ、其言に、獲一念信、今詣安養、穢身永絶、法性速證とのたまへり、此の月下旬に及びては、病勢大に募りければ、御弟子御門徒の人々痛み惜しめば、上人法義を懇ろに諭して倦みたまはず、二十五日曉に大地鳴動す、正午の刻、頭北面西右脇に臥して念佛の聲諸共に睡るが如く往生したまふ、御年八十五歳あり、御身はいとも柔にして生きたまへるか如し、翌朝御遺命にまかせて、御尊骸を交椅に乗せ奉り、



祖龕の右におきて、衆人に拜せしむるに、御面貌全く御眞影に似たまへり、廿七日墳を築きて、御骨を山科の原に瘞み、松を植ゑて標とす、上人平生自ら信證院と稱したまひしかば、これを廟號とす、(歴代善知識の院號は此を始とす)、上人御教の衰へたる世に生れたまひ、御幼年より如何にもして、興隆弘通せしめんと、思を焦がし、身を勞し、深く佛祖の恩徳に感じて、夜晝衆生濟度をもて御意としたまふ、常にのたまへるやう、如何なる事を聞くとも、心に適ふに足らず、唯々人の他力金剛の信心を獲得せりといふとを聞くを樂むと、さても御あはれみ深き御心にこそ、又のたまはく、佛祖の重恩は須彌山よりも尙高し、飯食、衣服、皆是佛物あり、食ひ著る度に必ず之を憶念す、夜には之を夢み、晝は決して忘れず、とされは上人常に佛物を大切にかけたまひ、専ら節儉に従ひ、寒さ酷しき冬の日も、冷水もて盥嗽したまへ、燈檠の燈心は、二炷より増したまはざりき、ある日のとどかや、廊下を通りたまへるに、白紙のきれ落ちてありければ、手づから拾ひ取りてのたまはく、如何で佛物を輕んずる、と戴きつゝ納めたまへり、新しき衣を始めて著たまふ時は、先祖影に詣で、恩を謝し、

珍味に向ひたまへば、合掌念佛したまへり、又佛祖の前に出でたまふ時は、悉く臥衣を脱ぎて、淨衣に更へたまふ、これ外儀を飾りたまふにはあらで、世の譏を顧みて、何事もかく謹みましますなり、又衆に誡めたまひし御言に、たどひ凡僧たりとも、既に出家の相を表すれば、佛法をもて標とすべし、慎みて凡狀を擅にし、嫁娶を以て本とすすなかれ、どのたまへり、たふとと御誠と申すべし、上人嘗て改悔文を製して、安心の則としたまひて、門徒に授けたまひぬ、これより異解辨へ易くなれり、(改悔文の前に擧げたり)又常に大字の尊號を書して、門徒に授けたまへり、ある日のとに齋食の前に三百幅を書したまへりしとありきといふ、明治十五年三月 今上天皇 勅せさせられて惠燈大師の諡號を賜ふ、

第九代 實如上人の御傳

實如上人御名は光兼と申し、蓮如上人の第八子あり、母は平氏、下總守貞房の女、後花園天皇長祿二年八月十日に生れたまふ、童名光養丸、左大臣日野勝光公の猶子たり、



文明五年御年十六歳得度して青蓮院尊應和尚の門侶となり、權大僧都に任せられたまふ、同十五年長兄順如上人示寂あらせられしにより、代りて法嗣となり、延徳元年御年三十二歳住職となりたまふ、明應八年二月蓮如上人三番の淨賢の所にて、上人に御文を授けてのたまはく、既に宗の要義を盡しぬれば、以後は宗義を亂す徒なかるべし、されば此の意を得て門侶に諭せよ、と上人即ち御文の尾に華押して、自行化他は唯此の文に歸するを證して、門下に授けたまへり、明應永正の間、下間頼玄より從來賜はられし兩御堂の養錢を辞し奉る、これより長く御本山のものとなれり、時の人大に之を感せり、永正四年都下騒し甚しかりければ、上人乱を避けん爲祖師聖人の御眞影を奉じて、近江國堅田に居たまへり、五年十一月山科に還へり、八年祖師聖人の二百五十年忌法會を營ませらる、十年五月明の鉄冠道人詹仲和といふ者、遠く上人の徳を慕ひ奉り詩を賦して之をおくり越せり、其辞にいはいはく、上人徳行是何如、一個禪門大丈夫、心裏要容天下善、此生渾似竹中虚、と上人の徳遠く異域に聞えたるこそありがたけれ、十六年夏親屬あまりに多ければ、却りて患をなすべし、とはかりたまひ

て、連枝家後裔親疎の式を定めたまふ、又三ヶ條の掟を設けて、北地なる宗徒の法度に順はざる者を制したまふ、大永元年 後柏原天皇御即位の禮を行はさせらる、資金を献したまふ、勅せさせられて上人を門跡に准じ、香衣を著ることを許させらる、上人忠君の志いと深かりしこと、これにて知るべし、四年夏麻疹を患へたまふ、季秋よりこのかた門弟等、上人の足冷えて調護に害あらんことを慮り、佛殿に詣でたまふ時、足袋をつけたまはんことを請ひしかども、上人失敬を恐れて聽き容れたまはざりき、五年正月病危篤とあらせられしにぞ、親信したまへる人五人に、幼孫を托せられ、且後事を遺囑したまふ、二月二日御遷化あらせらる、御歳六十八歳、歴住したまひしこと三十七年なり、御老後に自ら教恩院と稱したまへり、上人儉約にて化導に勤めたまへると、頗る父蓮如上人の風あり、親しく佛の名號を書して、門侶に授けさせられ、佛物を大切にしたり、飲食を疎にしたまはず、常に父上人の事を懐ひて自ら及ばざることを耻ぢ、父上人の道を墜さじと、戦々兢々として守成に心を注ぎ、父上人の栽ゑたまひし植樹すら、之を移し植うることを爲したまはざりき、御遷化の



きはにも、諸宗侶に三ヶ條の誠を遺したまへり、一諸兵家と戦争するやうの事あるべからず、唯々和睦を事とすべし、二他の領地を取りて、寺産とあすべからず、三外相に王法を守り、内心に佛法を蓄へ、祖師聖人御在世の時の如くすべし、上人第三子圓如上人の器を見て法嗣としたまへり、大永元年七月祖父蓮如上人御製作の御文の精粹を抜き、編次を定めて、宗旨の龜鑑としたまふ、八月二日業を終へたまひ、其の日示寂、御年三十二歳、されば、其の第二子に後任の職を譲りたまへり、

第十代 證如上人の御傳

證如上人、御名は光教と申し、童名光仙丸、後光養丸と改めたまふ、實如上人の御孫圓如上人の弟二子なり、後柏原天皇永正十三年十一月二十日山科にて生れたまふ、關白九條尙經公の猶子たり、これを攝録の猶子となりたまふ始とす、父早く入寂したまへるにそ、六歳にて祖父實如上人の法嗣となり、大永五年假得度式を行ひ、此の年祖父上人も御遷化あらせられしかば、童形にて住職とありたまふ、七年四月二日青蓮院

尊鎮和尙の室に入りて得度、直ちに法眼に叙せらる、この時天下大に亂れ、群雄競ひ起り、人々攻伐を事とせり、されば御門下の俗僧も亦攻戦を習ひ、上人幼弱ありければ、下間兄弟(下間頼玄の長子筑前法橋頼秀、及第五子備中守頼盛、又民部の少輔と號す)、頗る攻取の志あり、加賀に至り上人の命なりと詐りて門徒を誘ひ、兵を興ししも果さずして亡せにけり、天文元年八月六角定頼(近江觀音寺城主)細川晴元の旨を受け、京都の日蓮黨と共に山科を襲ひて、火をかけしかば、上人時に御年十七歳かひくしくも、祖師の御眞影を奉じ、大阪別院に遷りたまふ、敵兵追ひ來しかば、數人防戦して死せり、二年五月晴元來り攻めしも、數月を涉りて之勝たずして退けり、この時攝州野田、紀州雜賀の宗徒頗る功勞ありきといふ、後和睦調ひて戦をやめたり、六年正月大僧都に任せられ、十一年大阪の本堂落成せり、十四年四月法印に叙せられ、十八年正月權僧正に任せられたまふ、二十三年夏より病にかゝらせたまひ、八月十三日に御遷化あらせらる、御年三十九歳、信受院と申し奉る、歴住したまへると三十年なり、上人父圓如上人の志を繼ぎて、蓮如上人の御文を櫻木にちりばめ、



世に弘布したまひ、卷の尾に華押して證としたまへり、又更に五帖の中より別に抄出して一帖となして、勤修に便よからしめたまふ、本山の御正忌、及び彼岸會に蠟燭を捧ぐるとは、上人の時より始まれり、

第十一代 顯如上人の御傳

顯如上人の御名を光佐と申し、證如上人の長子なり、母の庭田中納言重親卿の女なり、後奈良天皇天文十二年正月六日大阪に生れ玉ひ、童名を茶々磨と申し、關白九條植通公の猶子となり、二十三年八月十二日御年十二歳にて御得度あらせらる、舊例によれば青蓮院にて御得度となれども、父證如上人の御病氣重らせられしかば、其の暇なく、本山にて式を執り行はせられ、父上人親ら法名顯如と書して、之を授けたまへり、翌十三日、父上人御遷化、弘治元年四月直ちに法眼に叙せられ、大僧都に任せられたまひて、住職となりたまふ、同年權僧正に進み、永錄元年正僧正に轉進したまふ、(ある傳に弘治二年正月二十六日二品親王の勅書を賜へりといへり、又或の

こは證如上人の時的事なりともいへり、同二年十二月十五日 勅せさせられて、門跡とし、之を世襲せしめたまふ、(御 勅使は萬里小路前内大臣秀房公なり)、又三緒の袈裟、及び槍扇を下賜したまひ、三年十月には院家補任を 勅許したまへり、(顯證寺、本宗寺、本徳寺、願證寺、光善寺、教行寺、順興寺、慈敬寺、勝興寺、常樂寺、の十ヶ寺之に補せらる)、四年祖師聖人の三百年忌に當りければ、三月に法會を豫修したまふ、後に例となれり、此の時衆僧始めて七條袍服を着けたり、又行道の式もありたりき、七年十二月二十六日堂宇焼けぬ、八年十一月興正寺證秀法師に、始めて本山内陣に坐することを許したまへり、十二年八月二十日 天皇勅せさせられて、上人の次子佐超法師を、本山脇門跡としたまふ、是興正寺第四世顯尊上人あり、これより先に、織田信長既に近畿を略取し、威遠近に震へり、大阪の地を見て、其の形勝の地たるに心動き、これに城を構へんと欲し、上人に他に移りたまはんことを請へり、上人門徒と評議したまへるに、一座の人誰もく、此の地は蓮如上人佛法有縁の地として、堂宇を創めたまへりし地なれば、此處を去らんことは忍ばれざればと、申し、かば、信



長に事わけていさみたまひしに、信長理非の別ちなく大に怒り、元龜元年九月自から兵に將となりて、(時に數萬の兵を率ゐさといふ)、不意を襲はんと思ひ、三好氏、齋藤氏を野田、福島に攻めんとするなりと言ひふらし、俄かに押し寄せ來たり、本山にては其の謀を察し、急を御門末に告げたまへば、僧俗我もくと馳せ來たり、命を捐て、拒ぎ戦ふ、三下間(刑部卿頼慶、按察使頼龍、少進仲之の三人)、其の他武畧ある豪傑少からざりければ、鬼神と呼ばれし信長も、大に敗れて引き退けり、其の裨將野村高勝といふ者、志摩道壽の爲に首をあげられたり、上人二十五日より一七日の間、佛事を修し、浄土の三部經を讀誦して、主客の戦死せし靈を吊ひたまふ、二月七月信長勢州長島の宗徒を攻めて克てり、されども信長の親族數十人も死せりといふ、天正元年八月信長越前の定徒を撃て之を破れり、二年二月鷲森別院に上人御入りの御殿を造る、四月信長復來り攻めて敗れを取れり、十二月祖師聖人の御繪傳を鷲森別院に賜へり、三年三月大和田の兵、(大坂の西北一里の所に、大阪より置ける兵なり)、荒木村重と十艘川に戦ひて、互に勝敗あり、時しも大阪には兵糧乏しくなりしかば、

使を毛利家にやりて、急を告げれば、同家より數百艘の糧米を送り越されたり、四年四月信長の兵復來れりしにぞ森口に戦ひて之を破る、五月木津に戦ひて裨將原田宗行等を討ち取りぬ、六月信長數萬の大兵をゐて、此の度こそはと思ひて、改め寄せしが、前の如く又敗走せり、これはとても力を以ては及ぶまじと觀念し、佐久間信盛を天王寺の陣に留めて押どなし、城中の糧食盡くるを待たしむ、六年四月信長の嫡子信忠、其の弟信雄、信孝等來りしが、あひも變らず敗れて退ぞけり、七年十月信長どもかなはじとや思ひけん、和を請ひしも、上人信長の詐多きことを知りたまへば、許したまはさりけれり、八年正月 朝廷に奏問し、上人の和睦を聽かれんやうにと、勅命を乞ひ奉る、 天皇、庭田重通、勸修寺晴豊を遣はさせられて、和議を諭さしめたまふ、(近衛關白前久公も上人と舊好ありければ、 勅使と偕に來て諭さる、)上人之に従ひ奉りて、互に和約を取りかはしたまひ、四月九日紀州鷲森に如き、法嗣教如上人を大阪に留めて、七月に城あけ渡しのことしたまふ、教如上人信長の詐計あらんことを慮りたまひて、再び守備を修めたまひしにぞ、信長之を聞きて怒る、上人



使をやりて、教如上人に守備を撤てしめたまふ、七月二十八日教如上人つひに大阪を  
あけ渡したまふ、後紀伊にゆきておごと父上人と住居を異にして、人目を包み、潜に  
助けあひたまへり、十年五月信長南海を征せんとするにちなみ、信孝に密旨を授け、  
兵船を紀伊に修むと言ひふらして、急に鷲森を襲ふ、不意のことなりければ、上人實  
に危かりし、折しも、信長明智光秀に殺されしにぞ、信孝は圍を解きて退きしにより、  
危難を免れたまひけり、十一年七月和泉國貝塚に移りたまふ、十三年八月關白豊臣秀  
吉公、攝津天満川崎の地を寄附せられしかば、やがて移りまししくけり、この年大僧  
正に任せられたまふ、豊臣氏西國征伐の時、上人興りて力ありきといふ、十九年秀吉  
公其の功を賞して、京都堀川七條の地を寄せらる、上人此處に本寺を建立したまひ、  
八月五日移りたまへり、文祿元年十一月堂宇落成せしかば、御眞影を安置し奉り、御  
正忌を營みたまふ、二十四日上人往生しまししくけり、御年五十歳歴住したまへると  
三十八年、信樂院と號したまへり、上人信行篤實におはして、行住坐臥常に念珠をは  
かしたまはず、醫師診脈の間も、稱名の御聲絶ゆることなし、佛物を大切にしたま

ひ、常に冥加を念ひたまふ、など御意ばへ中興上人に似おはしましけり、法敵逼迫の  
苦を凌ぎて、慧命を保ちて宗風を維持したまへりしこと、ありがたしといふもなか  
くおろかなり、

第十二代 教如上人の御傳

教如上人、御名は光壽と申し、顯如上人の長子、母は細川右京太夫晴元の女なり、永  
祿元年九月十六日大阪に生れたまふ、童名茶々磨と申し、准后近衛前久公の猶子たり  
上人天性聰敏におはしまして、人を懐くる徳を備へたまふ、元龜元年二月十六日得度  
したまひ、直ちに法眼に叙せられ、法嗣となりたまふ、同年九月織田信長と始めて兵  
を構へ天正八年まで十數年の月日を経て、漸く和議成りしも、上人信長の陰謀あるこ  
とを量り知りたまひ、父顯如上人の密旨を承けて、大阪を留守したまふ、七月二十八  
日紀伊の備も、大凡整ひしかと思召されて、石山を出て、紀伊國に往きたまふ、父上  
人信長の意を和げんために、陽に父子の誼を絶ちたまふ、かゝりければ、上人和歌浦



より奈良にゆき、又近江に至り、明年安藝國に趣きて、圓證寺に居たまふ、十年には復紀伊に還り、織田の軍勢退去の後、父上人と貝塚、及天満に同居したまへり、十四年權大僧都に任せられ、十一月十三日權僧正に進みたまふ、十九年平安堀河の御本廟成就せしかば、即ち父上人と共に移り住みたまふ、文祿元年父上人入寂したまへりしかば、上人其の職を嗣ぎたまふ、同三年九月二十一日故ありて住持の職を弟に譲りて、北舎に退隱したまへり、慶長五年徳川家康公の上杉氏を征伐せられし時、上人密に東の方にゆきて、御陣を見舞ひたまふ、時しも石田三成等同志の輩を催して軍を起し、かば、道路も梗がりて、上人歸り途には大いに困苦したまへり、さて騷亂治まりし後、上人復び家康公に大津に會ひたまふ、公懇ろに上人をもてなして、仰せらるゝやう、上人本寺の住職を繼がるべきこと理の當然あり、すべからず住職とあらるべし、と親切極まりたる仰ありしも、上人これを固く辭退したまひ、友道を全くせんことを望まれ、どのたまひしかば、公は大いに感じたまひ、とても上人の志を枉ぐべからず、如何にか善き様に計はん、と覺したまへり、七年二月家康公の台命に基き

後陽成天皇の勅許を得たまひて、家康公より六條七條の間、烏丸にて四町の地を寄附せられて、同處に本寺を創設したまふ、よりて本願寺と稱す、宗徒は争ひて歸從せり、三月九日復び住職とありたまふ、時に御年四十五歳、同年家康公又祖師聖人の御眞影を寄附したまへり、この御眞影は、祖師聖人晩年の御親彫にて、坂東の御弟子たち、御形見として遺したまひ、下總國麻橋妙安寺に安置し奉れるなり、同寺の開祖成然坊の、親しく聖人より受けられたるなり、家康公は又併せて采田をも付せんとせられしかども、上人は固く御辭退遊ばされてのたまはく、地所及御眞影を寄附したまはりし御惠、海山も比すると能はざる程なり、采田を受け候ひなば、恐らくは後世子孫、受けたる采田に甘んじ、つひに教化の道を忘れ、永く祖風を失はん、さては御惠を仇にする恐あり、されば勤修の費用の如きは、唯々門徒の喜捨を待ち候はん、仰せられければ、公は非常に御感まししくけり、明年正月三日御眞影御安着したまひければ、上人瞻拜のあまり、即ち一躬を更に摸し刻みて、之を瞻仰の御眞影と申して、寶庫に納めたまひけり、同二月御眞影を祖師堂の中央に安置し奉れり、此の年八月本



堂も成就せり、九年八月大僧正に任せられたまひ、十六年祖師聖人の三百五十年忌を修したまふ、十九年十月五日御遷化あらせらる、御年五十七歳、信淨院と號し奉る、歴住したまひしこと前後十六年なり、上人干戈の間に生長しながら、よく宗義を辨へ終身作りたまひしものは、皆舊規に従ひ堅く先代の遺風を守らせたまふ、されば今日にても故實しかどのこれるは上人の御惠ありといふ、

第十三代 宣如上人の御傳

宣如上人、御名は光從と申し、別に愚溪と號したまふ、教如上人の第十二子 後陽成天皇、慶長九年二月二十二日御誕生、童名長鷹と申し、關白九條兼孝公の猶子たり十九年十月五日得度したまふ、この日父上人御遷化あらせられければ、上人嗣ぎて住職とありたまふ、元和二年九月十三日法眼に叙せられ、大僧都に任せられたまふ、三年將軍徳川秀忠公、相摸國鎌倉なる祖師聖人の御眞影を取りて寄附したまふ、四月十三日御安着あらせらる、此の御眞影は前に常葉に居たまひし故に、之を常葉の御眞影と申す、五年七月十一日法印に叙せられ、八年八月十九日權僧正に進ませられ、寛永四年八月十四日正僧正に轉じ、十二月十日大僧正に任せられたまふ、十六年六月二十日三代將軍徳川家光公、復六條七條の間の地を加へ賜ふ、(新屋敷二十五個町)承應元年祖堂の構造を改めて、大伽藍としたまふ、同二年十二月職を法嗣琢如上人に傳へて退隱したまふ、歴住したまへりし事四十年なり、萬治元年七月二十五日御遷化、御年五十五歳なり、東泰院と號し奉る、上人の御時、御寺内の街衢を正しく區畫し、又別に方百歩の地を退院の地と定めたまふ、こは古へ左大臣源融公の居られし所にて其の頃は六條磧にありしも、此の時は人戸も多くあれりければ、鴨河を距ること稍遠くあれり、唯園庭の間に十三景ありて、別に趣を成せり、之を涉成園と名づけたまへり、

第十四代 琢如上人の御傳

琢如上人、御名は光瑛と申し、別に愚玄と號したまふ、宣如上人の第二子、母は九條



堂も成就せり、九年八月大僧正に任せられたまひ、十六年祖師聖人の三百五十年忌を修したまふ、十九年十月五日御遷化あらせらる、御年五十七歳、信淨院と號し奉る、歴住したまひしこと前後十六年なり、上人干戈の間に生長しながら、よく宗義を辨へ終身作りたまひしものは、皆舊規に従ひ堅く先代の遺風を守らせたまふ、されば今日にても故實しかどのこれるは上人の御惠ありといふ、

第十三代 宣如上人の御傳

宣如上人、御名は光從と申し、別に愚溪と號したまふ、教如上人の第十二子 後陽成天皇、慶長九年二月二十二日御誕生、童名長麿と申し、關白九條兼孝公の猶子たり十九年十月五日得度したまふ、この日父上人御遷化あらせられければ、上人嗣ぎて住職とありたまふ、元和二年九月十三日法眼に叙せられ、大僧都に任せられたまふ、三年將軍徳川秀忠公、相摸國鎌倉なる祖師聖人の御眞影を取きて寄附したまふ、四月十三日御安着あらせらる、此の御眞影は前に常葉に居たまひし故に、之を常葉の御眞影

と申す、五年七月十一日法印に叙せられ、八年八月十九日權僧正に進ませられ、寛永四年八月十四日正僧正に轉じ、十二月十日大僧正に任せられたまふ、十六年六月二十日三代將軍徳川家光公、復六條七條の間の地を加へ賜ふ、(新屋敷二十五個町)承應元年祖堂の構造を改めて、大伽藍としたまふ、同二年十二月職を法嗣琢如上人に傳へて退隱したまふ、歴住したまへりし事四十年なり、萬治元年七月二十五日御遷化、御年五十五歳なり、東泰院と號し奉る、上人の御時、御寺内の街衢を正しく區畫し、又別に方百歩の地を退院の地と定めたまふ、こは古へ左大臣源融公の居られし所にて其の頃は六條積にありしも、此の時は人戸も多くあれりければ、鴨河を距ること稍遠くあれり、唯園庭の間に十三景ありて、別に趣を成せり、之を涉成園と名づけたまへり、

第十四代 琢如上人の御傳

琢如上人、御名は光瑛と申し、別に愚立と號したまふ、宣如上人の第二子、母は九條



關白幸家公の御息女なり、後水尾天皇寛永二年七月二日御誕生、童名は茶々磨と申し、攝政九條道房公の猶子たり、十五年二月二十日御得度、直ちに法眼に叙せられ十六年七月二十五日大僧都に任せられ、十七年十二月二十六日法印に叙せられ、十八年六月十五日權僧正に進み、正保四年六月十五日正僧正に轉り、慶安四年三月六日大僧正に任せられ、承應二年十一月住職となりたまふ、此の年四代將軍徳川家綱公、東山の地を寄附したまふ、されば御本山御別立以來境内西南隅に設置せさせられし祖廟を此地に移したまへり、明暦二年六月十三日祖師堂成就せり、寛文元年、祖師聖人の四百年忌辰法會を修したまひ、四年十二月職務を法嗣常如上人に譲りて、涉成園に退隱したまふ、歷住し玉へりし事十二年あり、十一年四月十四日御遷化あらせらる、御年四十七歳なり、淳寧院と申し奉る、

第十五代 常如上人の御傳

常如上人、御名は光晴と申し、別に愚水と號したまふ、琢如上人の長子、母は近衛關

白信尋公の御息女あり、明正天皇寛永十八年五月四日に御誕生、童名を茶々磨と申し、九條關白幸家公の猶子たり、承應三年四月二十一日御得度、二十三日法眼に叙せられ、明暦元年五月十五日大僧都に任せられ、二年六月三日法印に進み、四年三月二十二日正僧正とあり、万治四年二月二十四日大僧正に任せられ、寛文四年住職となりたまひ、七年九月本堂をも建かへんこと、したまひ、十年三月十二日落成せり同年八月二日大谷改葬の法會を行ひたまへり、延寶六年弟を法嗣としたまひて、七年十一月職務を譲りて退隱したまふ、歷住したまへりし事十六年なり、元祿七年五月二十二日御遷化、御年五十四歳なり、涅洹院と號し奉る、

第十六代 一如上人の御傳

一如上人、御名を光海と申し、別に愚山と號したまふ、琢如上人の第六子、常如上人の第三弟なり、母は廣橋准大臣兼賢公の御息女なり、後光明天皇慶安二年七月一日御誕生、童名は利興磨と申しけり、萬治四年三月十日御得度、越前福井本瑞寺の住



職となりたまふ、其の時は法號を琢性と申し、恩光院と稱したまへり、後河内國八尾大信寺の住職に轉じ、更に名を瑛含、法號を琢亨と改めたまへり、延寶六年五月十二日入りて、長兄常如上人の、法嗣とありたまふ、時に御年三十歳なり、即ち今の御名及法號に改めたまひ、近衛關白基熙公の猶子となりたまふ、此の月十五日法眼、八月九日大僧都、七年正月十一日法印、正僧正と累進したまひ、十一月住職となり、八年二月三日大僧正に任せられたまふ、元祿十二年七月十八日大谷の堂宇を再建せん事を企て、十三年四月十二日御遷化あらせらる、御年五十二歳、歴住したまへりし事二十年なり、无礙光院と號し奉る、

第十七代 眞如上人の御傳

眞如上人、御名の光性と申し、別に愚海と號したまふ、常如上人の弟七子、一如上人の從子あり、靈元天皇天和二年二月十日御誕生、童名を悅磨と申し、攝政近衛家熙公の猶子たり、元祿六年八月二十八日御得度、直ちに法眼に叙せられ、十二年十

九日大僧都、七年二月八日法印、十年九月三十日正僧正と進みたまひ、十三年四月住職となり、十四年六月十六日大僧正に任せられたまふ、十六年三月二十八日大谷の堂宇落成せり、正徳元年祖師聖人四百五十年忌法會を修したまふ、二年三月に大阪別院、元文元年に山科別院落成し、同四年三月十五日本山大門成れり、延享元年十月二日御遷化あらせらる、御年六十三歳、歴住したまひしと四十五年、功德聚院と號し奉る、御子玄如上人、早く法嗣とならせたまひしも、二十二歳にて父上人に先ち御入寂なりしかば、(入定聚院と號す)、從姪融如上人をもて法嗣としたまへり、この方も纔に三月にて御入寂なりしにぞ、二上人ともに世次に列ねざるなり、

第十八代 從如上人の御傳

從如上人、御名の光超と申し、別に愚川と號したまふ、一如上人の御孫、眞如上人の姪に渡らせらる、嫡母の淑宮易子女王有栖川幸仁親王の御姫君なり、中御門天皇享保五年六月十七日御誕生、童名季磨と申す、十二年七月二日御得度、大和國教行寺



の住職となり、性慧と名つけ、眞圓と號し、深信院と稱したまへり、前住眞如上人の法嗣玄如上人、早く入寂したまひ、次の法嗣融如上人も、僅か三月の間住職となりたまへるのみにて、入寂したまへりしかば、延享元年十二月融如上人御入寂の日、法嗣となりたまひ、御名を光超、號を從如と改めたまひ、近衛關白内前公の猶子となりつきて就職したまへり、二年二月十八日法眼に叙せられ、五月二十八日大僧都に任せられたまふ、三年八月十五日將軍徳川家重公大谷の地一万餘歩を加へたまふ、寛延元年三月二十九日大僧正に任せられ、寶曆十年七月十一日御遷化あらせらる、御年四十一歳、歴住したまへりしこと十七年、清淨光院と號し奉る、

第十九代 乘如上人の御傳

乘如上人、御名は光遍と申し、別に愚船と號したまふ、眞如上人の第五子、從如上人の從兄、嫡母は有栖川幸仁親王の御姫君あり、櫻町天皇延享元年十一月十一日御誕生、童名悅磨と申し、後光養磨と改めたまふ、近衛太政大臣内前公の猶子たり、

寶曆六年三月十二日御得度、直ちに法眼に叙せられ、八月十七日大僧都、七年正月二十日法印、九年三月二十五日正僧正に進みたまひ、十年七月住職とならせらる、十一年祖師聖人五百年忌法會を修したまひ、十三年八月二十二日大僧正に任せられたまふ、天明八年正月晦日堂宇火災に罹りければ、居を大谷に移したまへること二十日間にて、二月二十二日東園に移りたまひ、十一月河内國八尾なる大信寺の堂宇をもて、假御堂としたまへり、寛政元年三月二十八日再建にかゝりたまふ、二年秋將軍徳川家齊公、飛騨國山中なる巨材三千本を寄附したまへり、四年二月二十二日御遷化あらせらる、御年四十九歳、歴住したまへりしこと三十三年なり、歡喜光院と號し奉る、前住從如上人の御子、應如上人をもて法嗣としたまへりしも、先き立ちて入寂したまへりしかば第五の御子を法嗣としたまへり、

第二十代 達如上人の御傳

達如上人、御名の光朗と申し、別に愚泉と號したまへり、乘如上人の第五の御子、嫡



母は伏見宮貞建親王の御姫君あり、光格天皇安永九年正月二十六日御誕生、童名光養磨と申し、寛政四年二月十九日前攝政近衛内前公の猶子となりたまふ、此の日御得度、直ちに法眼に叙せられ、同月二十二日前住上人御遷化あらせられしかば、其の日嗣ぎて住職となりたまふ、時に御年十三歳なり、八月二十六日大僧都に任せられ、法印に叙せられたまふ、五年正月二十日正僧正六年正月晦日大僧正に進ませらる、八年十一月十七日日本堂の再建を企てたまひ、同十年兩堂成就し、此の年大門の再建にかゝりたまひ、享和元年三月十五日成就せしめたまへり、文化八年祖師聖人五百五十年忌の法會を修したまふ、後櫻町上皇三鼓を賜はさせらる、文政五年御消息を御製作あらせられて、門末を誡めたまふ、六年十一月十五日堂宇火災に罹りければ、居を大谷に移し、十二月十六日東園に還りたまふ、八年正月將軍徳川家齊公飛驒の巨材二千餘本を寄附したまふ、十年十月再建に着手したまひ、天保六年三月兩堂成就しけり、十二年四月六日法嗣寶如上人入寂したまへり、聞成就院と號す、十二月十日第三の御子を法嗣としたまへり、弘化三年五月二十三日職務を法嗣嚴如上人に譲りて

涉成園に退隱したまふ、无上覺院と號し奉る、歷住したまへりしこと、五十五年なり安政五年六月四日兩御堂復火災に罹り、涉成園も亦灰となりぬ、されば大谷岡崎の諸處に移り居たまへり、天保六年御成就より僅に二十三年なり、惜みても尙あまりあるとあり、十二年東殿御普請成りしかば、即ち還りたまふ、六年十一月二十日勅命に從ひ奉りて、參内あらせられしかば、孝明天皇勅してのたまはく、久しく寺務を怠らず、よく門末を教導すると奇特の至なり、且八十歳の高齡に上れり、されば特に紫衣純色を著ることを聽すべし、と上人かたじけなさ身にあまりければ、萬延元年五月二十日御消息をもて、天朝より戴きぬるありがたさを、全國の宗徒に告げまししくけり、是の歳十二月二十日天皇又鳩杖を賜ひ、杖のまゝにて參内することを許したまへり、誠に世に例少き御惠にこそ、元治元年七月十九日、兵燹に罹り居を山科に移したまふ、九月二十八日天皇宮中の一字、壽辰殿といふを賜はさせらる、即ち之を東園に建てたまひ、慶應元年九月十五日成就したりければ、即ち還りたまひ、其の十一月四日東園にて御遷化あらせらる、御年八十六歳なり、上人御年幼



あき時父上人に別れたまひ、歴住したまへるとは、御歴代の中にて、最も長く、四たびも火災に遇ひたまひ、御艱苦の程思ひ奉るもあはれなり、退隠したまへりし後にも猶佛の名號を書きたまひ、之を鑿めて世に弘布したまひ、御化導の志、少しも止みたまはさりきと云ふ、

第二十一代 嚴如上人の御傳

嚴如上人、御名は光勝と申し、別に愚阜と號したまふ、達如上人の第三子、嫡母は近衛右大臣經熙公の養女、實は准后鷹司政熙公の御息女あり、仁孝天皇文化十四年三月七日御誕生、幼名を豫君と申したまへり、文政十一年二月十八日御得度、御名を朗澄、法號を達住と申し、靈心院と號す、近江國長濱大通寺の住職とあり、播磨國姫路本徳寺の住職を兼ねたまふ、十三年十月二十二日法眼、十一月二十一日權少僧都、天保十二年二月四日法印、權大僧都とありたまふ、四月六日長兄實如上人入寂したまへりしかば法嗣となり、名も號も改めて、右大臣近衛忠熙公の猶子とありたまふ

十三年二月二十日正僧正、十四年正月十四日大僧正に任せられ、弘化三年五月二十三日達如上人退隠したまへりしかば、住職となりたまふ、嘉永元年三月十五日大門成就したりければ、十八日より三七日の間、常葉の御眞影の開扉法會を行ひたまへり、朝廷より白銀十枚を賜はせらる、安政四年四月二十三日 孝明天皇 御製を賜はさせらる、同五年六月四日堂宇 悉く火災に罹りければ、父上人と共に大谷に移り、十一月十四日兩堂成りければ還りたまふ、されども一時の假設にて、狹き言はんやうもなかりけり、且祖師聖人の御遠忌法要も近づきければ、又前の遺址につきて、規模舊の如くなる大きき假御堂を建てたまふ、六年二月十一日御手斧始、八月將軍徳川家茂公飛騨國の巨材二千餘本を寄せたまふ、万延元年八月四日成就したりけり、文久元年正月徳川家康公の廟を御堂の傍に建てたまふ、三月祖師聖人の六百年忌法會を修したまふ、極めて莊麗なる御儀式ありき、孝明天皇 勅して御宸筆の紺紙金泥の淨土の三部經、及び名香を賜はさせらる、親王、准后等、各賜物あり、二年六月内大臣久我建通公 勅命を傳へて、御宸筆の 龜山院恒仁尊儀といふ七大字一幅を賜はりけ



れば、之を恭しく安置し奉りたまふ、九月 龜山天皇五百五拾年忌辰に當りぬれば、三日の間法會を修したまふ、天皇 勅せさせられて香木を供なへたまへり、三年八月 朝廷攘夷親征の議を定めたまへりしかば、金壹萬兩を献じたまふ、元治元年正月 入 朝して正月を賀したまふ、野々宮宰相 天皇の御思召を傳ていはく、國家多事の時、金を献じて不虞に備へたるの、實に 帝意にかなへり、と上人 辱さ身にあまるばかりに思ひたまへり、二月將軍徳川家茂公御上洛なりければ、五月五日上人、法嗣現如上人と共に、二條城に参りたまふ、老中酒井雅樂頭、稻葉美濃守、令を傳へていはく、祖先の縁故と、且の先蹤あれば、今より將軍猶子の禮を以て遇せんと、七月十九日又もや堂宇も東園も悉く兵燹に罹りぬ、されの父上人と共に山科に移り住みたまふ、慶應元年假御堂成れるにぞ歸りたまふ、これより前に嵯峨の天龍寺なる後嵯峨 龜山二帝の山陵、荒れ廢れてありしかば、上人 朝廷に請ひて修復したまひ、丁寧なると故に倍せり、されの入費も多かりきといふ、十二月 朝廷より堂宇再建の御繪旨を賜はさせられ、併せて白銀二十枚を寄せたまふ、二年二陵修復速に成

就せし功を賞して 勅命もて御衣直衣一領を賜はさせらる、明治元年正月 朝命を奉じて、金千兩を献じ奉らせらる、五日山階宮來らせられて、誓書を出さんと諭したまへりければ、上人、法嗣現如上人と共に連署して奏したまふ、大義の在る所を辨へたまへりし御意の程こそありがたけれ、彌々勤王のまことを盡さんとて、身に適ひし事を命せられんとを請ひたまへり、翌る六日法嗣上人に参 内せしめたまふ、詔にのたまはく、東兵西に向ふといへる説あり、されの官軍を大津に出陣せしめんとす、かゝる有様なれば、糧米欠乏するにありなれば大いなる迷惑なり、汝力を盡して、欠乏をからしむるやうにせよと、さればとて、十日復び金を献じ、つひに法嗣上人と路を分ちて出で、近江、美濃、尾張、三河の諸國を巡り、御門末を勸誘したまひ、京に歸りて、米四千俵、金五千兩を献じたまへり、又次子靈壽院殿に代りて、飛騨國に行かじめ、金千兩を献じたまふ、二月 天皇御親征あらせられ、大阪別院を 皇居、及び太政官代としたまへり、四月又金千兩を献じたまふ、六月十九日軍務官より 勅命を傳へられしかば、家従下間頼一、森川某を征東將軍仁和寺宮に従はしめ、長堅寺祐



言、遠慶寺圓爾、樹心坊圓明、念覺寺智廣、を東北遊撃將軍久我通久卿に従はしめたまへり、二年北海道開拓の命ありしかば、翌年法嗣上人をして宗徒、及び土人を督促して、其の事を成さしめたまふ、正月民部省 命を傳へて、維新以來獻金等の功を賞して、金一萬匹を賜ふ、十二月北海道開拓の成功を奏せらる、費したまひし金、殆ど三万兩、又金三千八百兩を獻じたまへり、五年三月八日華族に列せられたまふ、其の十三日官より命じて眞宗と稱せしめたまふ、十八日より三七日の間、常葉御眞影開扉の法會を修したまふ、四月二十八日權少教正に補せられたまふ、五月一日寺務所を開きて、未徒を撰みて百事を處理せしめたまふ、六月十三日大教正に補せられたまふ、七月二十四日官より維新の際、鞠躬盡力其の効少からず、叙感あらせらる、とて金龍の置物を賜はる、九月十三日法嗣上人、横濱より歐洲にゆきましぬ、十四日官より僧徒に徧く氏を稱せしめらる、即ち大谷を氏としたまふ、六年二月五日從五位に叙せられたまふ、明治二十七年一月正二位に叙せられたまふ、其の中間の叙位は畧しぬ、此の頃越前國の細民 朝旨を誤解して、蜂起せんとせしかば、上人之を鎮撫せんとて、

三月二十七日京地御發足、敦賀に至り、數日御逗留、説諭して歸りたまふ、七月二十三日法嗣上人歸朝したまふ、八年五月二日教部省より神佛兩教分離布教を許さる、上人此の旨を門末に諭したまへり、六月養女をもて本願寺派 明如上人に妻したまふ、七月二十七日官より永代家祿を賜ふ、上人國用多端のをり、且は祖先以來の素志なれば、(教如上人徳川家康公に御返答の條思ひ合すべし)、とて奉還の意を府廳に申し出でたまへり、九月二十五日官家祿奉還の請を聽したまふ、九年四月七日の間瞻仰の御眞影開扉法要を修したまふ、七月谷了然、小栗栖香頂等を遣りて、支那上海に別院を開かしめたまふ、尋いで教校をも置かる、誠に吾が邦人海外布教の始なるべし、門末金を獻して此の擧を資くる者、甚た多かりき、十月教會結社の御消息を製作あらせられ、又教示章を製して、門末に頒ちたまふ、十一月二十八日 今上天皇特旨を以て、祖師聖人に見眞大師の諡號を賜はさせらる、橋本式部權助命を傳へていはく、今後東西本願寺に於いて 宣旨を管守し奉るべしと、十二月上人 宣旨を護持して歸京あらせられ、其日御眞影に對して奉告の式を擧げ、法要を修したまふ、十年一月 今上



天皇 御父 孝明天皇の十三忌辰に當るをもて、親ら泉山にて祭事を行ひたまふ、上人法嗣上人と共に參拜したまふ、天皇の京に入らせられし時、輦を本寺に憩はせられ、皇后も亦奉迎として行啓の儀ありけり、二月廿二日上人を宮内省に召させられ、特旨をもて菊章 銀盃、錦二巻を賜はさせらる、四月廿二日より七日の間、詮議宣下の法會を修したまひ、同廿五日 天皇侍從東園基愛をもて、大和錦一卷を御眞影に供へしめたまへり、六月上人長崎熊本大分の諸縣を御巡化あらせらる、西郷隆盛等の謀反して、諸所は其の害に罹り、慘狀甚しかりければ、上人創夷の軍人を見舞ひ、罹害の庶民を救はん爲に、金穀を施し、醫藥を興へ、特に金一万圓を熊本縣に頒ち賜へり、後に官之を賞して、菊章の金盃を賜へり、八月歸京したまひ、ついで靈壽院殿に鹿兒島縣にゆきて、救恤の事を督せしめたまふ、鹿兒島に着きたまひし時しも、逆徒縣廳を襲ひければ、靈壽院殿は直ちに船に乗りたまひしも、隨行白川慈辨等は、免れで殺されにけり、あはれなるとにぞありし、十一年十二月朝鮮國釜山に別院を設け、後又元山仁川に同支院を置かせらる、十二年九月二十九日見眞二大文字の 勅額

を賜はさせらる、同年十一月二十六日兩堂御再建の事を御發示あらせらる、同十三年四月四日宮内省より、兩堂再建のため金壹千圓下賜せらる、同十五年三月二十二日今上天皇、中興運如上人へ慧燈大師の諡號を賜はさせらる、同十八年三月門跡號復稱のと御認可を蒙らせらる、同二十二年五月九日大師堂上棟式を擧げさせられ、同十月七日御退隱あらせらる、眞无量院と申す、歷住したまへりしと四十四年なり、京都に眞親會といへる會ありて 皇族、華族、僧侶、神官など、其の會員たり、時々其の會合を涉成園、即ち枳殻邸に開かせらる、同二十七年一月十五日御遷化あらせらる、御年七十八歳なり此の前年御本山財務整理の事、好結果を得しかば、大いに御満足遊ばせられき、

第二十二代 現如上人の御傳

現如上人、御名は光瑩と申し、別に愚郎と號したまふ、孝明天皇嘉永五年七月二十七日御誕生、嚴如上人の嫡子に渡らせらる、御母は邦家親王の御姫君嘉枝宮なり、童



名を光養磨と申し、近衛前關白忠熙公の猶子(後に爲子)となりたまふ萬延元年十二月十二日御得度、文久三年十二月二十四日大僧正に任せられたまふ、明治三年 朝廷に奏して、北海道を巡化したまふ、同五年六月十三日權大僧正に補せられ、同九月十日洋行の途につきたまひ、翌くる六年七月歸朝あらせられぬ、同七年四月二十七日從五位に叙せられたまふ、(同二十三年三月正三位に叙せられたまふ、其の間の叙位の畧しぬ)、同十三年十一月二十二日大教正に補せられたまふ、同二十二年十月七日御就職あらせらる、同廿四年七月十五日維新の際御盡力あらせられし功をもて、御紋付五條袈裟拜領あらせらる、同二十五年十一月二十九日日本堂上棟式を行はせられ、同二十六年御本山財務を整理あらせらる、同二十七年一月十五日前住上人御遷化あらせられしかば、御悲嘆常ならず、同月二十九日嚴重なる葬儀を行はさせらる、同二十八年二月朝鮮國京城に別院を置かせらる、

涉成園枳殼御殿の事

涉成園は、御本山の御別邸にて、枳殼馬場東玉水町にあり、周圍に枳殼を植ゑさせられたれば、世の人之を枳殼御殿と申し、又御本山の正東にあればとて、東殿と申す、古へ河原左大臣源融公別業を營まれて、陸奥千賀の鹽竈を摸し、攝津難波の浦より、潮水を取りよせ、之を焚きて遊ばれたりし其の跡なりといふ、(一説には融公の長子湛卿之を寛平法皇に献じ、法皇の御崩後にて、融公の第三子、此の地にて祇陀林寺を建て、五時講を修せられたりきといへり)、其の後寛永八年六月二十日、徳川家光公、宣如上人へ加へ賜はる、其の上豊臣太閤の伏見桃山の舊構を移し、石川丈山に泉右の風致を造らせられぬ、十三景あり、

- 滴翠軒 傍花閣 印月池 臥龍堂 五松塙 侵雪橋 縮遠亭
- 紫藤岸 偶仙樓 雙梅簷 嗽枕居 回棹廊 丹楓溪
- 紫藤岸の藤は 後水尾天皇の 御恩賜なり其の西南の小島の上に九重の石塔あり融大臣の占墳なりといふ傳あり縮遠亭の天井竿は賤嶽七本松の柄を用る亭前の嗽水盤は融公遺愛の燒盃釜なり又此の亭の額は華頂宮尊超親王殿下の尊翰なり、偶仙樓に渡



邊始興の畫、近衛家熙公の筆に於ける詩仙歌仙を掲げ、嗽枕居の額は妙法院宮眞仁親王殿下の尊翰なり、同處小襖に畫ける茶摘の圖は、狩野永納の筆、閨風亭には石川丈山の額を掲げ、傍花閣の天井は、同じ丈山の作れる磁石形十二支にて、其南北の袖軒に熊谷、敦盛の繪馬形の額をあげられたり、是は狩野永納の筆なり、風景のよきことは、十三景の名によりて、其の幾分を想ひやられよ、とても拙き筆の及ぶ所にあらざるなり、

御別院の事

御別院に、住職を置きたまはずして、輪番役僧をおきて、法用を勤めしたまひ、又別格別院といふは、寺號を公稱し、御連枝を住職としたまひ、若御住職なき時は、別院に同じく輪番役僧を置かせらる、其の一覽表を左に、

御別院一覽表

大谷別院

京都市下京區圓山町

岡崎別院

同市上京區岡崎町

山科別院

長福寺

京都府宇治竹ヶ鼻村

伏水別院

同府紀伊郡伏見町

大谷別院

大和國葛下郡陵西村

新家別院

同國廣瀨郡馬見村

八尾別院

別格 大信寺

河内國若江郡矢尾村

堺別院

和泉國堺市櫛屋町

難波別院

大坂市東區北久太郎町四丁目

天滿別院

同市北區岩井町二丁目

茨木別院

滿照寺

攝津國嶋下郡茨木村

桑名別院

別格 本統寺

伊勢國桑名寺町

名古屋別院

尾張國名古屋市中茶屋町

三河別院

三河國額田郡岡崎町



豊橋別院	三河國渥美郡豊橋町
赤羽別院	同國幡豆郡榮生町
静岡別院	駿河國静岡市屋形町
甲府別院	甲斐國甲府市稻門町
淺草別院	東京市淺草區松清町
大津別院	近江國滋賀郡大津笹屋町
長濱別院	同國坂田郡長濱町
五村別院	同國東淺井郡虎姫村
赤野井別院	同國野洲郡玉津村
岐阜別院	美濃國岐阜市小熊町
大垣別院	同國安八郡大垣町
竹ノ鼻別院	同國羽栗郡竹ノ鼻町
笠松別院	同國同郡笠松町

高須別院	別格	同國下石津郡高須町
高山別院	別格 照蓮寺	飛驒國大野郡高山町
福井別院	別格 本瑞寺	越前國福井市乾仲町
吉崎別院		同國坂井郡吉崎町
金澤別院		加賀國金澤市横安江町
井波別院	別格 瑞泉寺	越中國礪波郡井波町
城端別院	別格 善徳寺	同國同郡城端町
富山別院		同國富山市總曲輪町
三條別院		越後國南蒲原郡三條町
高田別院		同國中頸城郡高田町字中寺
新井別院		同國同郡大崎村
笠原別院	別格 本誓寺	同國同郡高田町字下寺
姫路別院		播磨國姫路市船場町



- 赤穂別院
- 廣嶋別院
- 四日市別院
- 鹿兒島別院
- 函館別院
- 札幌別院
- 江差別院
- 右の海外には
- 上海別院
- 釜山別院
- 同支院
- 京城別院
- 同支院
- 支那國
- 上海虹口乍浦路
- 朝鮮國釜山
- 同 元山
- 同 京城
- 同 仁川
- 播磨國赤穂郡赤穂町字加里屋
- 安藝國廣島市大手町
- 豊前國宇佐郡四日市村
- 薩摩國鹿兒島新町
- 渡島國函館元町
- 石狩國札幌區山鼻
- 渡嶋國九艘川町

等あり、今御本山近くなる府下三別院の大畧を示さん、

大谷別院

下京區圓山町にあり、俗に東大谷といひ、祖師聖人御靈廟の地なり、そもく教如上人、御分派後は、祖師の御靈廟を御本山の西南隅に築きたまへりしに、承應二年琢如上人の御時、徳川四代將軍家綱公の御寄附によりて、それを大谷の舊地に移したまひ常如上人寛文十年八月に、大谷改葬法要を修しましませり、元禄十二年七月一如上人おはたに、佛閣再建のを企てたまひしが、同十六年二月落成せり、延享三年八月徳川家重公、大谷の敷地一万坪を加附せられぬ、

本堂は南向にて、桁行七間半、梁行七間なり、御内陣中央須彌壇の上には、本尊阿彌陀如來を安置し奉る、即ち安阿彌の作なり、其の左右に 今上天皇、及び 孝明天皇の御尊牌を安し奉る、東の脇壇には祖師聖人、同餘間には聖徳太子及び七高僧、西の脇壇には嚴如上人、同餘間には御歴代の雙幅を安置せり、

御本廟は、南北五間、東西三間半の石壇にて、其の上には聖人御存生中、愛したまひ



し虎石を安ず、御廟の前には、檜皮葺の唐門ありて、其の左右に透垣あり、其の前に石柵あり、門内には銅造、門外には石造の燈籠あり、拜堂は銅葺東西一間半、南北二間半あり、又た御本廟の北に、本寺檀家に係かる諸侯の墳あり、之れを武家墓と稱す、

山科別院

宇治郡山科竹ノ鼻にあり、天文元年六角定頼等の襲撃により、證如上人の大阪に移りましましぬ、それより久しく荒れたるまゝありしを、眞如上人享保七年七月再興を企てたまひ、元文元年三月落成し、乗如上人天明七年に、堂舎再建したまひけり、本堂の南向にて、桁行十二間、梁行十一間なり、佛祖善知識の安置の、大谷別院の如し、唯異なるに、東餘間に御厨子の中に、慧燈大師、御自作一尺六寸の像を安置申せり後園の小丘にある茶亭の、蓮如上人南殿泉水山の舊亭を移して、それを修繕し、陽秋亭と名づけ、山階宮晃親王殿下の扁額を掲げたり、亭中よりの三面の連山を望むべく風色甚だよろし、

蓮如上人の御墓の、山科大手崎十八番地にあり、以前の、大谷派末光照寺、本願寺派末西宗寺の守護せるとなりしが、明治十五年三月慧燈大師の諡號を賜はさせらると同時に、百五十六坪の墓地を兩本願寺に賜はさせらる、されば八角の石垣もて四方を環らし、其前に檜皮葺の拜堂を設けられたり、

岡崎別院

京都市上京區岡崎町百八十七番地にあり、此の地の宗祖聖人吉水御入室後、幽棲を占めたまへりし舊地なれば、達如上人堂宇を建立したまへり、本堂は南向にて、梁行八間、桁行十間なり、本堂の西に小池あり、石柵にて之れを圍みたり、傳たへいふ祖師聖人北越左遷のをり、此の池にて御姿を移つさせられしにより、鏡池とも、又た姿見の池とも申すと、殿舎の西に幽雅なる庭園ありて、其の中に瓢形の池あり、數十尺の圮橋其の上に架れり、其の西南に高臺あり、眺望は極めて濶く、延賞と名づけたまへり、

園庭の東に御學館あり、明治二十二年本山より移つさせられたるものにて、新御門跡



の御學問所なり、佛間、教場、復習間、客間、御居間、教師控間、從者控間、支關等あり、

御寶物の事

御本山の御寶物は、甚だ夥しき數なるべけれども、今おもなる者を擧げんに

常葉御眞影 御長二尺七寸五分 一体

如信上人の御作にて久しく相摸國鎌倉常葉の郷に居たまひしゆゑに常葉の御眞影と申し奉る元和三年徳川秀忠公之を寄附せらる、

瞻仰御眞影 御長二尺九寸四分 一体

教如上人の御作にて慶長八年正月三日大師堂御安置の御眞影鹿橋より始めて御着の時上人瞻仰してうつし刻みたまへりし御眞影なり、

御眞影 一体

弟子蓮位房へ御かたみとして御付與の御眞影なり

阿彌陀如來御立像 御長一尺 一体

聖徳太子の御作

同 御長一尺三寸 一体

慧信僧都の御作

同 御長二尺三寸 一体

定朝の作

釋迦如來御木像 一体

彌勒菩薩御木像 一体

阿難尊者御木像 一体

右の三体は大門の樓上に御安置のため明治十二年嚴如上人の御作

聖徳太子御影像 一幅 世に繪ぬけの御影といふ

聖徳太子の御自畫あり毎年皇太子の御祥月には本堂に安置したまふ

同 一幅



芝法眼の筆

阿彌陀如來御繪像 一幅

世に光明本といふ

真中に彌陀如來の尊像をえがき四邊の光明は悉く六字の名號あり

見真大師御壽像 一幅

朝圓の筆にて聖人の御眞筆をもて上下の御讚をなさる安靜御影と申し奉る

慧燈大師御影像 一幅

必至无上淨信曉三有生死之雲晴清淨無碍光耀朗一如法界眞身顯といふ四句の御讚

あり御裏は教如上人の御筆毎年大師の御祥月には吉崎別院へ送りて安置し奉らる

六字御名號 一幅

法然聖人の御筆世に火中の御名號と稱す光明遍照十方世界念佛衆生攝取不捨の四

句の御讚文あり

九字十字御名號 二幅

見真大師の御筆あり從如上人の御時之を摸し上下の御讚文は上人親ら臨書きたま

ひて大師堂に安置したまひ大師の御眞筆を御寶藏にをさめたまへり

六字御名號 一幅

見真大師の御筆

十字御名號 一幅

同御眞筆紺地金泥あり

六字御名號 一幅

慧燈大師の御眞筆あり

淨土三部經 一部四卷

孝明天皇の御宸翰にて文久元年三月祖師聖人六百年忌の時 御寄附あらせられ

ぬ

无量壽經 一册

伏見天皇の御宸翰なり

後陽成天皇御懷紙 一箱



後奈良天皇御朝詠詩歌 一箱

孝明天皇御製短冊 十葉

普賢行願品 一冊

鎌足公の筆

東照宮影像 一幅

慈眼大師の高弟久遠壽院公海大僧正の筆なり

有範朝臣影像 一幅

法眼行守の畫なり

一枚起請文 一葉

圓光大師の御眞筆にて建曆二年正月廿九日源智房に附すといふ跋文あり

浄土文類聚鈔 一冊

一念多念證文 一冊

唯信鈔文意 十四枚

御消息 數通

御和讃 一枚

右の見眞大師の御眞筆

御傳鈔 四卷

覺如上人御筆にて書ハ宗舜の筆なり

聖徳太子奉讃 一冊

覺如上人御筆

御文 一通

報恩講私記 一冊

右蓮如上人の御筆なり

此の外世に稀ある御寶物も少からざれども今の畧しぬ又文書にもありがたきもの多けれども今其の一二を擧げん祖師上人御詮號の御繪旨

故親 齋



諡見眞大師

太政大臣從一位勳一等三條實美奉

明治九年十一月二十八日

本願寺住職

大谷光勝

本願寺住職

大谷光尊

今般特旨を以て故親鸞へ大師號宣下候事

明治九年十一月二十八日

太政官

中興上人へ諡號の御繪旨

故蓮如

諡慧燈大師

太政大臣從一位勳一等三條實美奉

明治十五年三月二十二日

東本願寺住職

大谷光勝

本願寺住職

大谷光尊

今般特旨を以て故蓮如へ大師號宣下候事

明治十五年三月二十二日

太政官

徳川家康公より境内付興につき板倉伊賀守の添書

能致啓上候其寺境内之事六條七條之間四町四方先年 相國様爲 仰被渡申候今  
度得上意候處彌無相違候旨 御直判被成候則栗津大進へ渡申候珍重存恐惶謹言

九月十五日

板倉伊賀守

勝重華押



本願寺雜掌

此の度の御再建につき 御繪旨

奉爲

龜山帝勵諸門徒早構致佛法紹隆沙汰可專

御菩提者依

天氣執啓如件

慶應元年十二月二十九日

權右典

東大谷前大僧正嚴如御房

同御寄附の御書付

昨年七月類焼之處猶奉爲

龜山帝堂宇再建之儀如 繪旨候依之白銀三拾枚賜之候間彌勵

諸門徒速成就可有之旨御沙汰候也

慶應元年十二月二十九日

定 功

東大谷本願寺御房

同宮内省より御下賜金御書付

金千圓

東 本願寺

今度堂宇再建之趣被

聞食金千圓下賜候事

宮 内 省

明治十三年四月十四日

御紋附五條袈裟勅許の御書付

正三位 大 谷 光 瑩

維新之際力ヲ王事ニ竭シ爾來公益ヲ資助ス其勞績顯著ニ付  
特別ヲ以テ

御紋付五條袈裟一領下賜候旨

御沙汰候事



明治二十四年十月五日

宮内省

御本山御事務のこと

御本山すべての事は、御門跡様の總べさせたまふとなれども、一万左右の御末寺、百萬有餘の御門徒に對して、勸學布教の二途を、懇ろに而も油斷なく、施させらるゝことなれば、其の機關なくてはかなはず、されば明治五年五月一日、寺務所を設けて、百般の事務を處理せしめたまひぬ、それより幾度か、制度にも、役員にも、變遷ありしかど、今は其の現在の模様を略して記さん、  
寺務所の事務を、教學部、會計部、文書科、庶務科、監視科、等に分ち、各部科に議事、録事、承事といふ役員を置きて、其の務を執らしめらる、東京には、寺務所の出張所を置き、公務及び教學の事務を理せしめ、其の他北海道に事務出張所あり、各地には教務所、又は事務取扱所を置きて布教勸學二途の務をあたしめらる今役名を擧ぐ

れば

- 執事
- 參務
- 准參務
- 議事
- 録事
- 承事
- 贊事
- 贊事補

御布教の事

御本山にては、御堂にても、御茶所にても、毎日御説教あり、總會所にては、毎日御法義の御相續あり、又御門跡様の御親教は、毎月十五日二十八日の兩日に、聽聞し奉ることを得、御連枝様の御説教なさるゝことあり、或ハ御消息をもて御化導下さるゝことあるなり、又彼岸會、酬德會、御正忌等の終には、大寢殿にて御直命をもて、御化導下させらる、時には諸國を御巡化下さるゝともあり、これのみならず、諸國には、御別院、説教場などありて、怠らず、撓まず、門末を教化したまふ、御使僧を遣はさせられ、或は御消息をもて御化導あらせらる、又定例に日を定めて、毎月御本山より使僧を下されて、教化せらるゝことあり、相續講をば、明治十八年に御取り結び下されて、懇ろに御引き立て下され、事務取扱所を諸國におきて、其のことに勉めし



めたまふ、誠に御布教には、御油断なき御事と申し奉るべきなり、又御末寺には住職を置きて、専ら教導の職を執らしめたまへば、住職の人達は、骨身を摧きて、其役を務めらる、されば特留此經の佛勅空しからず、御當流の益々御繁盛あらせらるること、さてもありがたきことにこそ、

勤行御式の事

諷誦に用ゐさせらるゝもの

無量壽經 觀無量壽經 阿彌陀經 願生偈 歸三寶偈 往生禮讚偈 伽陀 正信偈  
文類偈 和讚 念佛 回向文 御文 式文 歎徳文 知恩講式 表白文 願文  
定會法要

修正會 一月一日より同七日に至るまで

晨朝 昏時 正信偈和讚等

春秋 彼岸會 七日間

孟蘭盆會 晨朝昏時同上 日中 往生禮讚偈 和讚等  
七月十四日 十五日

十四日 逮夜 正信偈 和讚引次

歷代御影像前漢音小經正信偈舌々

十五日 晨朝 日中 昏時 正信偈和讚等

酬徳會 五月一日より同五日に至るまで

同法要差定

先亂聲 次着坐樂 次總禮 次伽陀 次登高坐樂 登高坐 次始經

次下高坐樂 下高坐

次伽陀 次念佛讚 次回向 次總禮 次退出樂

報恩講 十一月廿一日より同廿八日に至るまで

同法要差定

逮夜



先亂聲 次着坐樂 次總禮 次正信偈念佛讚 次回向 次總禮  
次退出樂

晨朝 初夜  
正信偈念佛讚回向

日中

先亂聲 次着座樂 次總禮 次伽陀 登高座樂 登高坐 次報恩講

式文 次嘆徳文 次下高坐樂 下高坐 次伽陀 次總禮 次文類偈

念佛讚 次回向 次總禮 次退出樂

御祥月 逮夜 晨朝 日中 正信偈或ハ文類和讚等

御命日 同 大師御命日の日中の復別に式文歎徳文あり

平素 晨朝 本堂に於て漢音阿彌陀經

大師堂に於て正信偈和讚

年忌法要

一周忌 三年忌 七年忌 十三年忌 十七年忌 廿五年忌 三十三年忌  
忌 五十年忌

(五十年以後毎五十年ニ法要ヲ修ス)

法要日數

十晝夜 (宗祖大師ノ御遠忌) 七晝夜 五晝夜 三晝夜 二晝夜 一晝夜  
夜 一日乃至七日間毎日一座法要

法要儀式

庭儀 椽儀 行道 散華 音樂 舞樂等

御勸學の事

御門末御化導の<sup>とと</sup>、それ〱御末寺に務をおはせられんとおれば、御末寺の住職たる人は、學問すぐれ、德行修らざしては、如何でか布教の大任を盡すを得ん、されば其の人たちに、學問を勸むる道の欠くべからざるとは、明なる理なり、今其の勸學制度



の大畧を擧げん、

大中學寮、及び講習會を設けて、宗乘は更あり、餘乘、諸科學等を教へらる、大學寮は、安居、(師資相承を重んずる本旨に基き、御門跡様特命の講義をもて、末寺正副住職等に、宗意を受得せしめたまふ、)本科、(二部に分れ、第一部は宗餘乘等、第二部の宗餘乘及外國語によりて、哲學科學の大綱を教ふ)、研究科、(本科卒業生に、其の修學せし中につきて、好む學科、又は事項を撰びて、蘊奥を研究せしむ)、の三つに分ち、本科を卒ふれば、學師補、研究科を卒ふれば、學師の稱號を授與せらる、現に高倉通魚棚上の富屋町にありて、百餘名の所化を教育せらる、次に中學寮は、末寺の住職たらんと欲する者、及び大學寮に入らんとする者の爲に、適當なる教育を施す、これにも二部の別ありて、大學寮との聯絡を通せり、是は全國に五寮を設けられん豫定にて現には下京區今熊野町に第一中學寮ありて、四百名餘の所化生徒を教育し、又東京市淺草區小島町に、第二中學寮ありて、百名ほどの所化生徒を教育せらる、(第三を羽前國山形市、第四を加賀國金澤市、第五を筑後國久留米市に、漸次置かれん豫定あり)、

又別種中學寮といふものあり、地方協議費をもて成立せり、學科は三年級に止まれるものと、五年級まで全備せるもあり、即ち

- 美濃中學寮 岐阜市小熊町
- 尾張中學寮 名古屋市下茶屋町
- 三河中學寮 額田郡岡崎町
- 越前中學寮 福井市寶永上町
- 越中中學寮 富山市博勞疊町
- 米南中學寮 越後國中頸城郡高田町
- 米北中學寮 同蒲原郡三條町

講習會は、各地に之を設け、其の年、又は前年の安居の本講に依り、要義を講習せしめ、又時には教導に必要な宗餘乘の講筵を開かしめらる、此のごとく、學制整ひ又一方には學者を優待したまへば、學園益々盛に、布教の良果を結ぶに至るなるべし學者の待遇、



講師 一派の學頭にて、御門跡様の命を奉じ、安居の本講をなし、學務を統べらる  
 副講 講師につき、安居の本講をせらる。  
 擬講 交番にて安居の内講をせらる。  
 學師 研究科の卒業生、又のそれと同等の資格ある人に、此の號を授けさせらる。  
 學師補 本科の卒業生、又のそれと同等以上の資格ある人に、此の號を授けさせらる。  
 らる

説教場御末寺御門徒相續講等の事

御門跡様の教學二途に心を盡させらるれば、御當流の法義の、益々盛に、津々浦々の更なり、進みての海外までも弘布して、光輝を放つべし、今其の數の一覽表を左に擧げん、尤も御門徒數の如きり、精確といふべからず、國によりて、多少の増減もあるべきなり、

全國説教場御末寺御門徒教社亦成講社相續講一覽表

國名	説教場數	御末寺數	御門徒數	教社數	亦成講社員數	相續講小會數	同講員數
山城	○	百四十	九千四百三十九	七	一千百二十	五	三千八百六十八
大和	三	百十五	三千三百九十二	四	三百五十八	五	三千四百七十七
河内	○	二百四十二	二万三千七百九十三	九	三千百十二	十六	六千七百二十九
和泉	一	四十三	五千〇十三	三	五百〇五	四	一千三百七十
攝津	一	二百三十四	三万三千六百七十八	八	千八百五十六	二十	九千六百二十
伊賀	○	六	五百十	一	百二十三	○	二百七十一
伊勢	四	二百〇八	二万三千二百三十九	六	二万三千七百六十二	二十六	三万九千二百二十九
志摩	○	一	百五十	○	○	一	六十五
尾張	三十三	四百四十六	七万八千七百六十二	十六	五万千〇八十四	四十五	九万〇七百五十六
三河	四十六	三百五十五	一万一千三百七十八	十三	八千六百三十二	二十六	二万七千二百四十九
遠江	一	三十一	五千二百	二	六百三十八	七	二千五百二十五
駿河	○	二十五	一千八百三十九	二	七百十	七	六百二十七
甲斐	○	四十四	二千七百十六	二	○	一	一千百十四



(五四一) 表覽一等寺末御場教說國全

陸前	陸中	陸奥	羽前	羽後	若狹	越前	加賀	能登	越中	越後	佐渡	丹波	丹後	但馬
七	七	二	五	二	〇	十五	二十九	一	二	八	〇	二	〇	〇
三十一	三十七	四十	百四十七	百四十八	二十五	二百六十四	三百七十八	四百三十一	五百七十二	九百六十一	四十	四十二	〇	七
三千五百八十	三千六百十一	八千四百六十四	一万一千七百九十	一万四千五百五十八	一千二百三十一	二万六千六百二十	二万七千七百六十一	三万七千四百〇七	五万六千九百五十三	九万一千六百六十四	二千九百三十六	一千九百〇四	四十九	六百二十六
二	二	二	十	七	二	九	十一	十七	十五	五十	二	三	〇	〇
〇	〇	〇	八百七十七	〇	〇	六千八百七十四	一万八千六百三十二	五千八百五十三	一万〇六百七十八	一万三千二百八十二	〇	四千六百二十	〇	〇
三	八	五	十一	十三	五	四十一	二十六	三十一	四十三	八十二	二	五	〇	二
二千六百十一	二千六百九十一	四千四百九十六	一万三千八百六十七	八千四百四十五	一千五百九十四	三万六千九百四十五	十万〇〇五百四十六	五万三千二百六十二	十万二千九百十四	七万九千七百八十八	三千〇三十三	二千二百五十	八	三百九十四

記内案山本御附記實主法御派谷大世歴 (四四一)

伊豆	相模	武藏	安房	上總	下總	常陸	近江	美濃	飛騨	信濃	上野	下野	磐城	岩代
〇	一	十七	〇	〇	二	三	十三	八	一	九	一	一	五	二
十	三十五	百七十二	四	一	三十九	五十一	八百〇一	六百六十四	八十四	百十一	十二	十四	十六	二十四
五百八十九	二千六百十四	二万三千八百五十七	四百六十七	六十六	六千二百八十五	五千四百九十九	五万二千二百二十三	六万四千六百六十五	八千三百四十八	一万〇二百八十四	一千四百四十三	九百四十四	八百八十七	二千〇六十九
一	二	八	〇	〇	二	三	三十三	十八	六	五	一	一	四	二
百十六	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二万二千四百五十三	一万〇百二十四	六百三十三	三千百四十九	〇	〇	百五十八	〇
一	一	七十七	〇	〇	十四	十四	三十六	七十一	十三	十三	七	十三	一	三
百七十	三百七十	七千六百三十二	七	三	九百六十七	一千五百三十七	四万一千一百五十六	六万二千七百六十一	一万〇七百七十一	七千五百〇六	五百二十四	一千二百〇二	一千四百九十六	一千四百七十三



(七四一) 表覽一等寺末御場教說國全

對馬	壹岐	薩摩	大隅	日向	肥後	肥前	豊後	豊前	筑後	筑前	土佐	伊豫	讃岐	阿波
○	○	三十三	二	二	二十	三十四	○	一	二	○	一	○	○	○
○	○	二	○	五	百二十七	五十四	百六十一	百二十七	二百三十七	二十四	二十五	二十九	四十二	九
○	○	二万五千	一千五百	二千七百三十五	一万六千九百九十七	一万七千八百〇四	二万六千六百二十八	一万五千〇六十八	四万四千〇四十一	一万一千〇七十六	一千六百七十二	四千〇五十五	九千四百二十九	一千三百九十三
○	○	○	○	○	六	四	八	四	十一	一	二	三	三	一
○	○	○	○	○	二百三十	三百七十五	○	○	○	○	○	○	八百三十六	○
○	○	六	○	○	十六	二十三	二十一	十五	三十三	五	○	一	三	一
○	○	九千五百五十二	百五十三	百七十三	八千九百	一万三千六百八十九	一万二千三百二十二	一万〇三百三十四	二万四千九百三十八	八百三十三	一千百九十四	一千二百〇二	六千二百〇五	六百十九

記内案山本御附記實主法御派谷大世歷 (六四一)

淡路	紀伊	長門	周防	安藝	備後	備中	備前	美作	播磨	隱岐	石見	出雲	伯耆	因幡
○	一	○	○	一	○	○	○	○	二	三	○	一	一	○
三	二十一	○	四	三十二	二十八	十	七	七	百五十九	一	二十九	三十四	十	四
百七十八	一千二百五十六	○	三百十六	五千五百四十五	三千九百十五	七百九	四百七十九	一千三百五十九	二万〇三百九十四	百七十	三千二百三十一	五千四百五十六	一千六百四十六	一千二百五十八
○	一	○	○	六	四	二	○	○	七	○	二	四	二	○
○	一千二百八十八	○	○	一千三百四十六	百六十九	○	二百三十八	○	三千六百二十五	○	○	三百五十七	○	○
○	○	○	一	三	二	○	○	四	十四	○	二	三	三	○
百十一	四百十九	三	六十二	二千五百七十七	一千〇〇二	百七十四	百二十三	一千百五十五	一万四千四百七十五	十九	二千七百二十	一千四百三十四	一千三百八十六	一千七百九十



世歷 大谷派御法主實記 畢

特別	支那	朝鮮	琉球	千島	根室	釧路	十勝	日高	膽振	北見	天鹽	石狩	後志	渡島
○	○	○	○	一	一	四	○	○	三	○	三	十九	九	九
○	○	○	一	一	一	三	一	四	三	二	二	二	十九	十八
○	○	○	○	○	○	百八十五	五十	百三十八	百五十	八十	百十	百十	一千〇九十七	四千九百七十三
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一	四	三
○	○	○	○	○	○	百七十六	○	○	○	○	○	○	二百二十	六百三十八
○	一	○	○	○	○	○	○	○	三十七	○	○	○	○	○
四十一	六十四	二百六十五	四十四	○	○	○	○	○	九千六百二十三	○	○	○	○	○

明治二十八年四月七日印刷  
 明治二十八年四月廿五日發行



發兌元

五京都市上町通

飯田信文堂

著者 飯田信文  
 著作 飯田信文  
 發行 飯田信文  
 印刷 飯田信文  
 發行 飯田信文

定價金貳拾錢

江村秀山 木村寬 西脇正信  
 下村米吉 山崎次郎 飯田壽十郎 宮本善社 愛

東京市神田區小川町一番地



特別大販賣所

京都

飯田信文堂  
中村勘次郎  
太陽館  
下村米吉

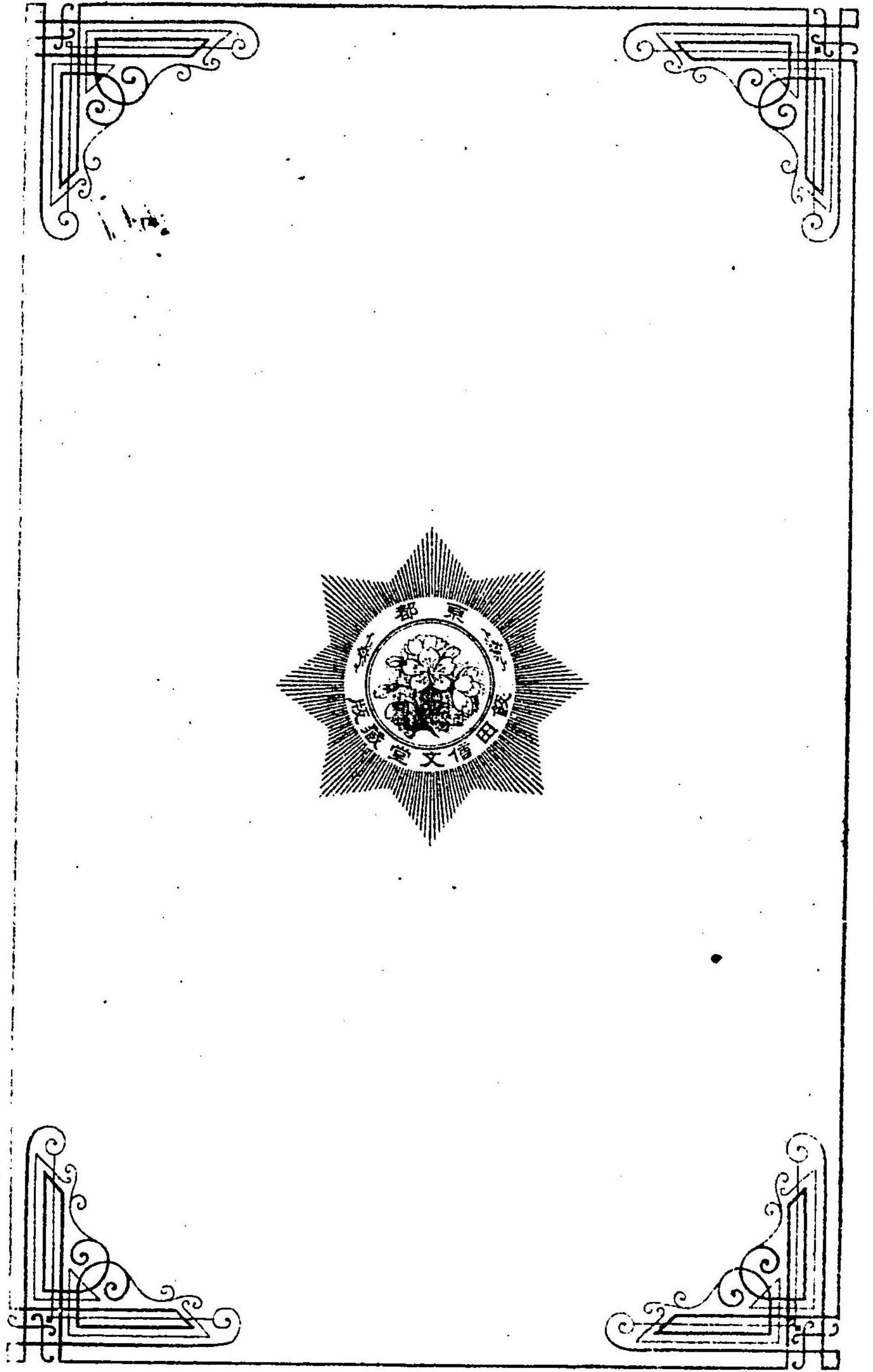
大販賣所

高松宮	奈文	岐文	大津	廣島	岡山	神戶	名古屋	全	全	全	大	全	全	京	全	全	東	
松宮	文	文	津	島	山	戶	屋				坂			都			京	
宮	文	文	太	川	積	武	船	川	嵩	中	吉	盛	信	文	東	哲	東	
鷹	文	港	田	島	善	內	瀬	山	村	阿		文	文	枝	學	京	文	
開	文	支	右	九	緒	彌	山	代	峯	平		文	文	林	律	書		
益			衛	支	支	三						張	張	書				
堂	堂	堂	店	門	店	耶	堂	助	堂	雄	助	館	店	堂	房	院	堂	館


販賣所

全	全	東	全	全	全	大	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	全	京	
		京				坂												都	
八	大	東	中	岡	松	岡	川	便	山	法	興	大	五	村	田	大	福		
尾	倉	海	鐘	本	村	島	勝	田	利	直	藏	教	黑	車	勘	治	仁	源	
新	書	美	仙	兵	眞	次	三							兵	兵	兵	次		
助	店	堂	堂	助	衛	七	耶	堂	耶	館	院	屋	樓	衛	衛	衛	耶		
大	彦	全	福	宮	小	足	全	富	高	金	小	福	大	廣	尾	全	全	全	東
		知																	
津	根	山	津	濱	利	山	岡	澤	松	井	津	島	道					京	
淡	高	文	小	難	吉	商	大	中	學	雲	改	品	東	早	文	春	嵩	敬	三
田		林	波	岡								川	枝						
海	日	進	庄	正	友	橋	田	海	根	進	太	右	支	速	明	陽	山	業	省
進		權	兵	太	甚	書					衛								
堂	堂	堂	太	衛	耶	舍	吾	店	堂	堂	堂	門	店	舍	堂	堂	堂	社	堂











特 18

60

大谷派御法主実記

国立国会図書館

017449-000-3

特18-60

大谷派御法主実記 (歴世)

木村 寛茲 / 著

江村 秀山 } 合著

M28.4

ABF-0205

